



本試験分析セミナー

2012年度本試験分析
&
2013年度本試験攻略法

※無断複写・転載を禁じます。

TAC司法書士講座

1 本試験分析セミナーの目的

この本試験分析セミナーは、「2012 年度本試験分析&2013 年度本試験攻略法」をテーマとして、平成 24 年度司法書士試験を分析し、もって平成 25 年度司法書士試験の対策とすることを目的とする。

【各年度の基準点と合格点】

年度	基準点				合格点(基準点との差)
	午前の部	午後の部	記述式	合 計	
H14	81.0(27 問)	75.0(25 問)	32.5	188.5	206.0(17.5)
H15	84.0(28 問)	72.0(24 問)	36.0	192.0	208.5(16.5)
H16	78.0(26 問)	72.0(24 問)	31.5	181.5	197.0(15.5)
H17	87.0(29 問)	78.0(26 問)	25.5	190.5	203.5(13.0)
H18	81.0(27 問)	75.0(25 問)	31.5	187.5	202.5(15.0)
H19	84.0(28 問)	84.0(28 問)	30.0	198.0	211.5(13.5)
H20	84.0(28 問)	78.0(26 問)	19.5	181.5	189.5(8.0)
H21	87.0(29 問)	75.0(25 問)	41.0	203.0	221.0(18.0)
H22	81.0(27 問)	75.0(25 問)	37.5	193.5	212.5(19.0)
H23	78.0(26 問)	72.0(24 問)	39.5	189.5	207.5(18.0)
H24					

* 記述式問題の配点は、H14～H20 が 52 点、H21～が 70 点である。

2 平成 24 年度司法書士試験のデータ

(1) 午前の部

		憲／3			民／20			刑／3			会社・商／9			合 計		
		H24	H23	H22	H24	H23	H22	H24	H23	H22	H24	H23	H22	H24	H23	H22
形 式	組合せ	3	2	2	13	17	16	2	3	3	9	9	9	27	31	30
	単純正誤	0	0	0	5	2	1	0	0	0	0	0	0	5	2	1
	個数	0	1	1	2	1	3	1	0	0	0	0	0	3	2	4
内 容	知識	1	1	2	20	19	19	3	3	3	9	9	8	33	32	32
	推論	2	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	2	3	3
特 殊	計算	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	2	1	1
	判例趣旨	1	1	1	18	13	11	3	3	3	3	1	1	25	18	16
	対話	0	1	1	1	7	5	0	0	0	0	0	1	1	8	7

(2) 午後の部(択一式問題)

		民訴等／7			司書・供託／4			不登／16			商登／8			合 計		
		H24	H23	H22	H24	H23	H22	H24	H23	H22	H24	H23	H22	H24	H23	H22
形 式	組合せ	6	6	6	4	4	4	12	13	15	7	8	8	29	31	33
	単純正誤	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	3	2	0
	個数	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	3	2	2
内 容	知識	7	7	7	4	4	4	15	16	15	8	8	8	34	35	34
	推論	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
特 殊	表形式等	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	1	0	3	1	2
	登記記録	0	0	0	0	0	0	3	1	0	1	0	1	4	1	1
	判例趣旨	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	1
	対話	0	3	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4	1

3 科目ごとの出題傾向とその対策

(1) 憲法

① 出題傾向

- (a) 典型論点を題材とする推論問題の出題【H24-3(条例で罰則を設けることの可否)】
- (b) 空欄語句挿入問題の出題【H24-2(立法権と行政権の関係)】
 - * 【H22-1(法の下の平等), H22-3(地方自治), H21-2(外国人の人権), H19-1(人権の私人間効力)】
- (c) 未出分野からの出題【H24-1(財産権)】

② 対策

- (a) 典型論点を題材とする推論問題への対策
 - * 「典型論点」には、既出論点も含まれる【H23-2 と H17-3(内閣の法律案提出権), H19-1 と H15-2(人権の私人間効力)】。
- (b) 基本的事項の網羅
- (c) 基本的判例の理解及び暗記

③ 平成 24 年度司法書士試験の問題等

(注) 設問における下線部分は、原則として正解を構成する設問であり、選択肢における□は、正解を示している（以下同じ。）。

第 1 問 財産権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 憲法第 29 条第 1 項は、私有財産制度を保障しているのみでなく、社会的経済的活動の基礎を成す国民の個々の財産権につき、これを基本的人権として保障した規定である。

イ 財産権を制限する法律は、職業選択の自由に対する社会経済政策上の積極的な目的の規制と同様に、立法府がその裁量権を逸脱し、その規制が著しく不合理であることが明白である場合に限り、違憲無効となる。

ウ 憲法第 29 条第 3 項の「正当な補償」とは、完全な補償を意味するものであって、その当時の経済状態において成立すると考えられる価格に基づき合理的に算出された相当な額は、「正当な補償」ということはできない。

エ 憲法第 29 条第 3 項の「補償」を要する場合とは、特定の人に対し、特別に財産上の犠牲

を強いる場合をいい、公共の福祉のためにする一般的な制限である場合には、原則的には、
「補償」を要しない。

オ 憲法上補償が必要とされる場合であるにもかかわらず、財産権の制限を規定した法律が補償に関する規定を欠いているときは、当該法律は、当然に違憲無効となる。

(参考)

憲法

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私所有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第 2 問 次の文章は、立法権と行政権の関係に関する文章である。()の中に後記の語句群の中から適切な語句を選択して文章を完成させた場合に、(①)から(⑤)までに入る語句の組合せとして最も適切なものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

なお、()の中には、後記の語句群のアからカまでの語句のうち一つのみが入り、各語句を 2 回以上使用することはないものとする。

立法権と行政権との関係については、各国ごとに様々な類型がある。この点について米国と日本の制度を比較すると、米国においては、(①)という関係にあるのに対し、日本においては、(②)という関係にあるという違いがあるということができる。日本国憲法が、内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負うと定めているのも、日本におけるそのような立法権と行政権との関係を表すものである。ところで、日本における内閣による衆議院の解散権については、内閣に無条件の解散権を認めると、(③)ことになるとして、内閣不信任決議があった場合にのみ認められるべきであるという考え方もあるが、慣行上、内閣は、衆議院による内閣不信任決議があった場合に限らず、衆議院を解散することができるという考え方による運用が確立している。内閣による解散権は、(④)という意義を有しており、加えて、内閣による無条件の解散権と衆議院による無条件の内閣不信任権が存在することにより、(⑤)ことになると考えられるということは、このような慣行を支持する根拠となる。

[語句群]

ア 主権者としての国民に対し、国政の在り方について意見表明する機会を提供する

イ 立法権が一般的、抽象的法規範たる法律を定立する作用を有し、行政権が法律を執行する

ウ 行政権と立法権が共に民主的基盤を有することを背景として、相互に、他方を抑制して均衡を保とうとしている

エ 民主的基盤を有しない行政権が民主的基盤を有する立法権に強大な支配力を及ぼすことを可能とする

オ 行政権の成立及び存続の基盤が立法権の信任を基礎としている

カ 行政権と立法権は、他方の権限行使を抑止するために常に民意に近づこうと行動する

1 ①イ ③エ

2 ①ウ ④エ

3 ②オ ④ア (①ウ ②オ ③エ ④ア ⑤カ)

4 ②イ ⑤カ

5 ③カ ⑤オ

第3問 条例に罰則を設けることについては、①法律による授権は不要であるとする見解、②法律による授権が必要であるが、一般的な委任も許されとする見解及び③法律による授権が必要であるが、その授権は相当な程度に具体的であり、限定されていれば足りとする見解がある。次のアからオまでの記述における「この見解」が①の見解を指すものの組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうちどれか。

ア この見解に対しては、条例が当該条例を制定した地方公共団体の住民以外の者にも適用され得ることからすると、法的安全の見地から、現実的な妥当性があるという評価がある。

イ この見解に対しては、罰則の制定は、本来、国家事務であって、地方自治権の範囲内に属しないのではないかという批判がある。

ウ この見解に対しては、憲法第73条第6号ただし書の規定を類推適用する点において、政令は、その効力を立法府の委任から得るところの国家法であるのに対し、条例は、地方公共団体の自主立法であって、その性質を異にするという批判がある。

エ この見解によれば、地方自治法第14条第3項の規定は、地方公共団体の権限を確認し、条例によって制定することができる罰則の範囲を限定するものということになる。

オ この見解に対しては、条例が地方議会の議決によって成立する自主立法であることを一部根拠とする点において、矛盾があるのではないかという批判がある。

(参考)

憲法

第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一～五 (略)

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができ

ない。

七 (略)

地方自治法

第 14 条 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

1 アウ

2 アエ

3 イエ

4 イオ

5 ウオ

(2) 民法

① 出題傾向

- (a) 単純正誤問題の出題数の大幅な増加(組合せ問題の出題数の減少)
- (b) 推論問題の出題の消滅
- (c) 判例趣旨問題の大幅な増加
- (d) 対話問題の出題数の大幅な減少
- (e) 既出事項に基づく出題

② 対策

- (a) 正確な知識(複雑な事例問題, 単純正誤問題及び個数問題への対処法)
 - * 対話問題の代わりに単純正誤問題等が出題されていると捉える。
- (b) 既出・未出の判例の理解及び暗記
- (c) 過去問の演習及び分析

【法務省の過去問に対する考え方】

担当：法務省民事局

筆記試験問題の公開について（司法書士試験・土地家屋調査士試験）

法務省では、平成 11 年度から、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について、受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は、多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが、特に多肢択一式選択問題については、その性質上、過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと、また、公開すれば、過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰め込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから、従来、非公開としてきましたが、受験者からの要望などを踏まえて、司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成 11 年度から公開することとしたものです。なお、試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

(注 1) 上記は、平成 11 年 4 月に法務省ホームページで公開されたものである。

(注 2) 下線は、TAC 司法書士講座が付したものである。

③ 平成 24 年度司法書士試験の問題等

以下の試験問題については、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用は考慮しないものとして、解答すること。【H23】

* 国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用を考慮する余地があるのは、第 17 問である。

第 4 問 意思表示に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日（以下「公示の日」という。）から 2 週間を経過したときは、公示の日に通じて相手方に到達したものとみなされる。

イ 意思表示の相手方が当該意思表示を受けた時に未成年者であった場合でも、その法定代理人が当該意思表示を知った後は、表意者は、当該意思表示をもってその相手方に対抗することができる。

ウ 法人に対する意思表示を当該法人の使用人が受けた場合において、当該意思表示が効力を生ずるためには、当該使用人が当該法人から当該意思表示の受領権限を与えられていなければならない。

エ 相手方と通じて指名債権の譲渡を仮装した場合において、仮装譲渡人が債務者に譲渡の通知をしたときは、仮装譲渡人は、当該債権につき弁済その他の債務の消滅に関する行為がされていない場合でも、当該債権譲渡が虚偽であることを知らない債務者に対して当該債権譲渡が無効であることを主張することができない。【H15-5-ウ】

A は、B に対して貸金債権を有していたところ、A と C とが通謀して、当該貸金債権を C に譲渡したかのように仮装した。異議をとどめないでその債権譲渡を承諾した B は、債権譲渡が無効であるとして、C からの貸金債権の支払請求を拒むことはできない。【H15-5-ウ】

オ 隔地者に対する契約の解除の意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡した場合でも、そのためにその効力を妨げられない。【H3-8-エ】

A がその所有する土地を B に騙されて売却した後、売却の意思表示を取り消す旨を記載した手紙を出したが、その手紙が到達する前に A が死亡した場合には、取消しの効果は生じない。【H3-8-エ】

1 アウ

2 アエ

3 イエ

4 **イオ**

5 ウオ

第5問 条件又は期限に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らしXのYに対する請求が認められるものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Xは、Aに対する貸金債権を有していたところ、その弁済をAが結婚するまで猶予するため、Aとの間で、その弁済期をAが結婚する時と定めた。その後、Aは、結婚しないまま、死亡した。Xは、Aの唯一の相続人であるYに対し、当該貸金債権の弁済を請求した。【H21-4-ア, H14-3】

次の対話は、条件及び期限に関する教授と学生との対話である。

教授： 法律行為をするに当たって、その効力を制約するために条件又は期限を定めることがありますが、条件と期限とはどのように区別されますか。

学生： 発生するか否かが不確実な事実にかからせるものは条件であり、発生することが確実な事実にかからせるものは期限です。したがって、例えば、債務者が出世した時に借金を返済するといういわゆる出世払の約定は、債務に停止条件を付したものであるといえます。【H21-4-ア】

イ Yは、Xとの間で、X所有の甲カメラが壊れたら、Y所有の乙カメラをXに贈与する旨を約した。その後、Xは、Xの妻であるAに甲カメラを壊すように依頼し、Aが故意に甲カメラを壊した。Xは、甲カメラが壊れたとして、Yに対し、乙カメラの引渡しを請求した。【H21-4-イ】

次の対話は、条件及び期限に関する教授と学生との対話である。

教授： 条件の成就によって利益を受ける当事者が信義則に反するような方法で条件を成就させた場合、そのまま条件が成就したものとして扱うことは不都合に思われますが、どのように考えればよいでしょうか。

学生： そのような場合には、条件の成就によって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げた場合について規定する民法第130条を類推適用して、条件が成就していないものとみなすことができます。【H21-4-イ】

条件の成就によって利益を受ける当事者が故意に条件を成就させたときは、民法130条の類推適用により、相手方は条件が成就していないものとみなすことができる（最判平6.5.31）。

ウ Yは、Xとの間で、Yが交際中のAと結婚したら、Y所有の甲白動車をXに贈与する旨を約した。その後、Yは、Aから結婚の申込みを受けたが、仕事の都合から回答を保留し、これがきっかけとなって、結局、YとAとの関係が破綻し、YがAと結婚する見込みはなくなった。Xは、Yに対し、甲白動車の引渡しを請求した。

エ Xは、Yに対し、利息を年1割、元本及び利息の弁済期を契約時から1年後として、金銭を貸し付けた。Xは、Yに対し、契約時から半年を経過した日に、同日から弁済期までの半

年分の利息の支払請求権を放棄して、当該貸金債権の元本と契約時から同日の前日までの半年分の利息の支払を請求した。

オ Yは、Xとの間で、Xが半年後に実施される資格試験に合格したら、Y所有の甲時計をXに贈与する旨を約した。その後、Yは、故意に甲時計を壊した。Xは、これを知り、当該資格試験に合格した後、Yに対し、不法行為に基づく甲時計の価額相当分の損害賠償を請求した。

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第6問 次の対話は、消滅時効に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**判例の趣旨に照らし正しいものの**組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： 時効により直接に利益を受ける者は時効を援用することができるのに対し、時効により間接に利益を受ける者は時効を援用することができませんが、具体例としては、どのような者を挙げることができますか。

学生：ア 抵当不動産の第三取得者は抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することができるのに対し、抵当不動産の後順位抵当権者は先順位抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することができません。【前段：H13-11-7、後段：H20-7-7】

(省略) 【H13-11-7】

後順位抵当権者は、先順位抵当権の被担保債権が消滅すると先順位抵当権も消滅し、その把握する担保価値が増大するので、その被担保債権の消滅時効を援用することができる。【H20-7-7】

教授： 金銭債権の債権者は、債務者の資力が自己の債権の弁済を受けるについて十分でないときは、債務者に代位して、他の債権者に対する債務の消滅時効を援用することができますか。

学生：イ 消滅時効の援用は、援用権者の意思にかからしめられているので、金銭債権の債権者は、債務者に代位して他の債権者に対する債務の消滅時効を援用することはできません。【H17-17-イ】

Bの債権者であるAは、BがCに対して負っている債務について、Bが消滅時効を援用し得る地位にあるのにこれを援用しないときは、Bに代位して消滅時効を援用することができる。【H17-17-イ】

教授： 債務者のした債務の承認によって被担保債権について消滅時効の中断の効力が生じた場合には、物上保証人は、その効力を否定することができますか。

学生：ウ 時効の中断は，中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ，その効力を有するので，物上保証人は，債務者のした債務の承認によって生じた消滅時効の中断の効力を否定することができます。

教授：主たる債務者が債務の承認をしたことにより消滅時効が中断した場合には，連帯保証人に対しても消滅時効の中断の効力が生じますか。

学生：エ 主たる債務が時効によって消滅する前に保証債務が時効によって消滅することは，債権の担保を確保するという観点からは望ましくないので，主たる債務者のした債務の承認による消滅時効の中断の効力は，連帯保証人に対しても生じます。【H19-19-イ，H13-15-ア，H10-7-ウ，H1-2-3，S59-13-1】

主債務者が消滅時効の完成前に債務を承認した場合には，連帯保証人との関係でも消滅時効が中断する。【H19-19-イ】

教授：連帯債務者のうちの一人が時効の利益を放棄した場合には，他の連帯債務者に対して影響がありますか。

学生：オ 連帯債務者のうちの一人が時効の利益を放棄した場合には，他の連帯債務者にもその時効の利益の放棄の効力が及ぶので，他の連帯債務者も，時効の援用をすることができなくなります。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第7問 不動産の物権変動に関する次のアからオまでの記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは，後記1から5までのうちどれか。

【不動産の物権変動の出題実績】

H14	全般	H20	全般(詐欺，相続等)
H15	—	H21	遺産分割
H16	全般(詐欺，遺言)	H22	解除
H17	全般(取消し，解除等)	H23	取消し
H18	取得時効	H24	全般
H19	二重譲渡	H25	

ア A及びBが共有する甲不動産について，Aが自己の持分をCに譲渡した場合において，Cは，その持分の譲渡について所有権の移転の登記をしていないときでも，自己の持分の取得をBに対抗することができる。【H16-11-ア，S62-9-5】

AとBとが甲不動産を共有していたところ，Aは，その共有持分をCに譲渡したが，その旨の持分

の移転の登記をしていない。この場合において、Cは、Bに対し、甲不動産の共有持分の取得を対抗することができる。【H16-11-7】

イ Aが甲土地の所有者であるBから建物の所有を目的とする地上権の設定を受けた後、甲土地上に乙建物を築造し、所有権の保存の登記をした場合において、Cが乙建物を地上権と共にAから買い受け、乙建物の所有権の移転の登記をしたときでも、Cは、地上権の登記をしていなければ、甲土地をBから買い受けたDに地上権を対抗することができない。【H18-13-7】

建物の所有を目的とする土地の賃借権を有する者は、その土地の上に登記されている建物を所有するときは、その賃借権を第三者に対抗することができるが、建物の所有を目的とする地上権を有する者は、地上権の登記をしなければ、その地上権を第三者に対抗することができない。【H18-13-7】

ウ Aは、B所有の甲不動産を買い受けたが、その所有権の移転の登記がされない間に、甲不動産がBからCに譲渡されて所有権の移転の登記がされ、更にCからDに譲渡され、Dが所有権の移転の登記をした。この場合において、Cが背信的悪意者に当たるときでも、Dは、Aとの関係でD自身が背信的悪意者と評価されない限り、甲不動産の所有権の取得をAに対抗することができる。【H17-8-ウ, H16-11-イ, H11-13】

Aは、甲土地をBに売却した後、Cにも同土地を売却し、Cへの所有権の移転の登記をした。その後、Cは、甲土地をDに売却し、その旨の所有権の移転の登記をした。この場合において、Cがいわゆる背信的悪意者に当たるとしても、Dが背信的悪意者に当たらないときは、Bは、Dに対し、甲土地の所有権の取得を対抗することができない。【H17-8-ウ】

エ 賃貸借の目的である甲建物の所有者Aからその所有権を譲り受け、賃貸人の地位の移転を受けたBと甲建物の賃借人Cとの間で賃貸借契約が合意解除された場合において、Bから甲建物の明渡しを求められたCは、Bが甲建物の所有権の移転の登記をしていないことを理由として、甲建物の明渡しを拒むことができる。【H20-9-オ, H16-11-ウ, H14-6-ウ, H2-2-イ】

AからBに売却された後もAの子Cがその土地を権原なく占拠しているときは、Bは、登記をしなれば、Cに損害賠償を請求することはできるものの、土地の明渡しを求めることはできない。【H20-9-オ】

オ Aから袋地(他人の土地に囲まれて公道に通じない土地)を買い受けたBは、その袋地について所有権の移転の登記をしていなくても、囲繞地(袋地を囲んでいる土地)の全部を所有するCに対し、公道に至るため、その囲繞地の通行権を主張することができる。【H20-9-エ, H14-6-イ, H5-16-エ, H1-8-3, S59-11-1】

Aが売却した土地が他の土地に囲まれて公道に通じない土地であり、Cが当該他の土地の所有者であるときは、Bは、登記をしなれば、Cが所有する土地の通行権を主張することができない。【H20-9-

エ]

1 アエ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 ウオ

第8問 物権的請求権に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものは、どれか。

- 1 所有権に基づく妨害排除請求権は、相手方が責任能力を欠いている場合であっても、その成立を妨げられない。
- 2 Aがその所有する甲建物についてBを抵当権者とする抵当権の設定の登記をした後、Cが抵当権の実行としての競売手続を妨害する目的で甲建物を賃借した場合において、Cの占有により甲建物の交換価値の実現が妨げられており、かつ、Aにおいて甲建物を適切に維持管理することを期待することができないときは、Bは、Cに対し、直接自己への甲建物の明渡しを求めることができる。【H20-14-ウ】

次の対話は、抵当権に関する教授と学生との対話である。

教授： ところで、判例は、抵当権者は抵当不動産の占有者に対し直接自己に明け渡すことを請求することを認めていますか。

学生： 抵当権は、抵当不動産を占有する権原を包含するものではなく、抵当不動産の占有はその所有者にゆだねられているので、抵当権者は直接自己に明け渡すことを請求することはできないとしています。【H20-14-ウ】

- 3 動産質権者は、質権の目的物の占有を第三者に奪われた場合には、質権に基づく返還を求めることができない。【H21-12-ウ、H14-8-ウ、H11-14-エ、H5-14-ウ・エ、S57-12-4】

動産質権者が目的物を他人に奪われた場合、動産質権者は、質権に基づいて当該他人にその返還を請求することはできず、占有回収の訴えによってのみ、その返還を請求することができる。【H21-12-ウ】

- 4 A所有の甲土地にある乙建物について、Bが所有権を取得しで自らの意思に基づいて所有権の移転の登記をした後、乙建物をCに譲渡したものの、引き続き登記名義を保有しているときは、Bは、Aからの乙建物の収去及び甲土地の明渡しの請求に対し、乙建物の所有権の喪失を主張して、これを拒むことができない。【H18-11-イ、H14-8-エ】

次の対話は、A所有の甲土地に乙建物が存在するという事例において、Aが、所有権に基づく物権的請求権を行使して、乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう請求する（以下本問において「建物収去土地明渡請求」という。）場合の相手方に関する教授と学生との対話である。

教授： 次に、乙建物の登記がされている場合について考えてみましょう。Bは、乙建物を建築して所有し、自己名義で所有権の保存の登記をした後、乙建物をCに譲渡したが、その旨の所有権

の移転の登記をせず、引き続き登記名義を保有しているとします。この場合に、Aは、Bを相手方として建物収去土地明渡請求をすることができますか。

学生： その場合には、Bは、乙建物の譲渡による建物の所有権の喪失を主張して、乙建物を収去して甲土地を明け渡す義務を免れることができませんから、Aは、Bを相手方とすることができます。【H18-11-4】

5 Aがその所有する甲土地を深く掘り下げたために隣接するB所有の乙土地との間で段差が生じて乙土地の一部が甲土地に崩れ落ちる危険が発生した場合には、Aが甲土地をCに譲渡し、所有権の移転の登記をしたときであっても、Bは、Aに対し、乙土地の所有権に基づく妨害予防請求権を行使することができる。

第9問 A及びBが甲土地を共有している場合に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものは、幾つあるか。

ア 甲土地がCに不法に占拠された場合には、Aは、単独で、甲土地の明渡しをCに請求することができる。【H19-10-ウ、H15-11-ア、H14-8-オ、H10-9-オ、H8-10-1、H4-11-ウ】

第三者が共有地を不法に占有している場合には、各共有者は、単独では、当該第三者に対して、当該共有地の明渡しを請求することができない。【H19-10-ウ】

イ Aが甲土地の自己の持分に抵当権を設定する場合には、Bの承諾を得なければならない。【S58-11-1】

AとBが不動産を共有している。Aが自己の持分を目的として抵当権を設定するには、Bの承諾を要しない。【S58-11-1】

ウ 甲土地のAの持分が3分の2である場合において、A及びBが甲土地をCに賃貸したところ、Cが甲土地を無断で転貸し、背信的行為と認めるに足りない特段の事情もないときは、Aは、単独で、甲土地の賃貸借契約を解除することができる。【H22-18-ウ、H17-10-ア、H12-10-オ、H8-10-2、H5-10-エ、H4-11-ア、S62-9-2】

共有の土地について、共有者全員が貸主となって賃貸借契約が締結されている場合において、借主が賃料の支払債務の履行を怠ったときは、持分の過半数を有する共有者の一人は、当該債務不履行に基づき、単独で当該賃貸借契約の解除権を行使することができる。【H22-18-ウ】

エ Bが死亡し、その相続人がないときは、Bが有していた甲土地の持分は、国庫に帰属する。【S63-13-1】

共有者の一人が死亡して相続人がない場合には、その持分は国庫に帰属する。【S63-13-1】

オ 甲土地の管理費用のうちBが負担すべき費用をAが立て替えた後に、Bが甲土地の持分をCに売却した場合には、Aは、B又はCのいずれに対しても、立て替えた費用の償還を請求

することができる。【H17-10-オ, H8-10-5, H1-7-4】

A, B 及び C が父親 X から甲土地を共同相続した（相続分は平等であり、遺産分割協議は未了である。）。

A が B に対し甲土地についての管理費用の立替債権を有している場合において、B が D に甲土地の持分を譲渡したときは、A は、D に対し、当該管理費用の立替金の支払を請求することができる。

【H17-10-オ】

1 1 個 2 2 個 3 3 個 4 4 個 5 5 個

【共有に関する未出の重要判例】

不動産の共有者の 1 人は、共有不動産について実体上の権利を有しないのに持分移転登記を了している者に対し、その持分移転登記の抹消登記手続を請求することができる（最判平 15. 7. 11）。

第 10 問 地上権又は地役権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

【用益権の出題実績】

H18	賃借権，地上権	H22	地上権，永小作権，賃借権
H19	—	H23	地役権
H20	地役権	H24	地上権，地役権
H21	(通行)地役権	H25	

ア 地上権者は、土地の所有者の承諾がなくとも、土地の使用目的を変更することがない限り、地上権の設定された土地を第三者に賃貸することができる。【S59-14-3】

A がその所有する甲土地について B との間で地上権の設定契約を締結した。

B は甲土地を他に賃貸してはならない旨の特約がある場合において、B が、A の承諾を得ないで、甲土地を第三者 C に賃貸して引渡しをしたときでも、A は、C に対して、甲土地の明渡しを請求することができない。【S59-14-3】

イ 地上権の設定行為において当該地上権の譲渡を禁止する旨の特約がされた場合には、当該特約に違反して地上権者が地上権を第三者に譲渡しても、その第三者は、当該地上権を取得することができない。【H18-13-イ, S62-12-3】

土地の賃借人は、特約がない限り賃貸人の承諾を得なければその賃借権を譲渡することができないが、地上権者は、特約がなくとも土地の所有者の承諾を得ないでその地上権を譲渡することができる。【H18-13-イ】

ウ 建物について設定された抵当権が実行されたことにより、法定地上権が成立する場合において、建物の買受人と土地の所有者との間の協議が調わなかったときは、当該法定地上権の存続期間は、20 年となる。

エ 要役地が数人の共有に属する場合には、共有者の一人は、自己の有する要役地の持分について地役権を消滅させることができない。【H16-10-1, H4-12-1】

要役地が共有地の場合には、共有者のうちの一人が自己の持分に対応する割合の地役権を消滅させることはできない。【H16-10-1】

オ 要役地の所有権が移転した場合には、地役権の設定行為に別段の定めがない限り、地役権は要役地の所有権と共に移転し、要役地について所有権の移転の登記がされれば、地役権の移転を第三者に対抗することができる。【H23-12-オ, H21-11-オ, H11-10-2, S62-7-5, S59-11-3】

次の対話は、地役権に関する教授と学生との対話である。

教授： それでは、事例を変えて、丙土地を所有する E が、F の所有する丁土地について、丙土地のための地役権を時効により取得したとします。その後、E が G に丙土地を譲渡した場合に、G は、F に対し、丁土地についての地役権を対抗することができますか。

学生： G が丙土地について所有権の移転の登記をした場合には、G は、丁土地についての地役権の移転についても、F に対し、登記なくして対抗することができます。【H23-12-オ】

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第 11 問 先取特権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 不動産の工事の先取特権は、実際の工事の費用が工事を始める前に登記した費用の予算額を超えるとときは、その超過額については存在しない。

イ 不動産の保存の先取特権は、保存行為が完了した後直ちに登記をすれば、その登記がされる前に登記された抵当権に先立って行使することができる。【H10-12-イ, H1-9, S57-9-3】

不動産の保存の先取特権は、保存行為が完了した後直ちに登記をすれば、それ以前に登記された抵当権に先立って行使することができる。【H10-12-イ】

ウ 一般の先取特権者は、まず不動産から弁済を受け、なお不足があるのでなければ、不動産以外の財産から弁済を受けることができない。

エ A が B に甲動産を売り渡し、B が C に甲動産を転売した後、B が C に対する転売代金債権を D に譲渡し、その債権譲渡について、第三者に対する対抗要件が備えられた。この場合において、A は、動産売買の先取特権に基づき、当該転売代金債権を差し押さえて、物

上代位権を行使することができる。

動産売買の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することはできない（最判平 17. 2. 22）。

＊ 抵当権に基づく物上代位の場合

抵当権者は、物上代位の目的債権が譲渡され第三者に対する対抗要件が備えられた後においても、自ら目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる（最判平 10. 1. 30）【H23-13-エ, H17-14-ウ, H12-14】。

オ 同一の不動産について売買が順次された場合には、売主相互間における不動産売買の先取特権の優先権の順位は、売買の前後による。

1 アイ 2 アエ 3 イオ **4 ウエ** 5 ウオ

第 12 問 民法上の質権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 動産質権者が質物について転質をした場合には、質権者は、転質をしたことによって生じた損失について、不可抗力によるものを除き、その責任を負う。【H1-10-1】

質権者は、質権設定者の承諾がなくても、その権利の存続期間内において、自己の責任で、質物について、転質をすることができる。【H1-10-1】

イ 動産質権の設定は、質権設定者が質権の目的物を質権者に占有改定の方法によって引き渡すことによって、その効力を生ずる。【H11-14-イ, H5-14-ア, H2-8-4, S60-23-E】

動産質権に関して、質物は、質権者に対し、占有改定の方法によって引き渡すことができる。【H11-14-イ】

ウ 動産質権は、設定行為に別段の定めがあるときを除き、質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償をも担保する。

エ 指名債権を目的とする質権の設定は、その債権についての契約書があるときは、これを交付しなければ、その効力を生じない。【H19-13-ア, H14-7-イ】

次の対話は、指名債権である金銭債権を担保に供する手法に関する教授と学生との対話である。
教授： 指名債権である金銭債権を担保に供する手法としては、まず、債権の質入れが考えられますね。この債権質は、設定当事者間の合意のみで効力を生じるのですか。
学生： 当事者間の合意のみで効力を生ずるのが原則ですが、目的債権について証書がある場合には、その証書を交付しなければ質権に効力が生じません。【H19-13-ア】

オ 特約により譲渡が禁止されている指名債権を目的とする質権の設定は、その特約について質権者が悪意であるときは、無効である。【H19-18-ア, H14-7-ウ】

譲渡禁止特約が付されている指名債権を目的とする質権の設定を受けた者は、当該指名債権に譲渡禁止特約が付されていることを知っていたとしても、有効に質権を取得することができる。

【H19-18-ア】

- 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第 13 問 抵当権に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいものの組合せ**は、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 抵当権の設定後に抵当地に建物が築造された場合において、抵当権者が抵当権の実行としての競売を申し立てるときは、抵当権者は、土地と共にその建物の競売を申し立てなければならない。【H7-12-ア参照】

更地の所有者が、その土地に抵当権を設定した後、その土地に建物を築造した場合には、抵当権者は、その土地ともにその建物を競売し、その土地及びその建物の売却代金から優先弁済を受けることができる。【H7-12-ア】

イ 抵当不動産について所有権又は地上権を買い受けた第三者が、抵当権者の請求に応じてその抵当権者にその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。【H22-11-イ, S62-11-4】

不動産の先取特権及び抵当権は、当該不動産について所有権を取得した第三者が、先取特権者又は抵当権者の請求に応じて代価を弁済したときは、その第三者のために消滅する。【H22-11-イ】

ウ 建物につき登記をした賃貸借がある場合において、その賃貸借の登記前に当該建物につき登記をした抵当権を有する者のうち一部の者が同意をし、かつ、その同意の登記をしたときは、その同意をした抵当権者との関係では、その賃貸借を対抗することができる。

エ 抵当権者に対抗することができない賃貸借により抵当権の目的である土地を競売手続の開始前から使用する者は、その土地の競売における買受人の買受けの時から 6 か月を経過するまでは、その土地を買受人に引き渡すことを要しない。

オ 敷金がある抵当不動産の賃貸借契約に基づく賃料債権を抵当権者が物上代位権を行使して差し押さえた場合において、その賃貸借契約が終了し、目的物が明け渡されたときは、賃料債権は、敷金の充当によりその限度で当然に消滅する。

敷金が授受された賃貸借契約に係る賃料債権につき抵当権者が物上代位権を行使してこれを差し押えた場合においても、当該賃貸借契約が終了し、目的物が明け渡されたときは、賃料債権は、敷金の充当によりその限度で消滅する（最判平 14. 3. 28）。

1 アウ 2 アエ 3 イウ **4 イオ** 5 エオ

【近年の改正法からの出題】

年 度	内 容	出題実績
H15	雇用関係の先取特権	【H17-11】
	債権質の設定と債権証書の交付	【H19-13-7, H24-12-エ】
	不動産の収益に対する抵当権の効力	【H23-13 オ】
	抵当権消滅請求	【H19-14】
	一括競売	【H24-13-7】
	建物明渡猶予制度	【H19-16, H23-13-7, H24-13-エ】
	抵当権者の同意により賃貸借に対抗力を与える制度	【H17-14-エ, H24-13-ウ】 【H20-pm23, H23-pm27, H20-pm19-エ, H18-pm24-7】
	根抵当権者による元本の確定請求	【H22-15-イ, H18-16-イ】 【H20-pm36】
H16	保証契約の要式性	—
	貸金等根保証契約	—
H23	親権制度の見直し	—

【物上代位の出題実績】

年 度	内 容
H24-13-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差し押えと当該債権への敷金の充当
H23-13-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H23-13-エ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H23-13-オ	賃料債権に対する物上代位権の行使の時期
H21-15-ウ	譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H20-15	「差し押え」の趣旨(推論問題)
H19-15	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H18-15-イ・ウ	動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使の可否
H18-16-ウ	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H17-14-イ	抵当権者自身による差し押えの要否
H17-14-ウ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H15-15	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H12-14	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡(推論問題)

【物上代位に関する未出の重要判例】

- ❶ 買戻特約付売買の買主から目的不動産につき抵当権の設定を受けた者は、抵当権に基づく物上代位権の行使として、買戻権の行使により買主が取得した買戻代金債権を差し押さえることができる（最判平 11. 11. 30）。
- ❷ 抵当権者が物上代位権を行使して賃料債権の差押えをした後は、抵当不動産の賃借人は、抵当権設定登記の後に賃貸人に対して取得した債権を自働債権とする賃料債権との相殺をもって、抵当権者に対抗することはできない（最判平 13. 3. 13）。
- ❸ 一般債権者の申立てによる差押命令の第三債務者への送達と抵当権の設定の登記の先後によって決すべきとし、差押命令の第三債務者への送達が抵当権者の抵当権の設定の登記より先であれば、抵当権者は配当を受けることができない（最判平 10. 3. 26）。
- ❹ 転付命令に係る金銭債権（以下「被転付債権」という。）が抵当権の物上代位の目的となり得る場合においても、転付命令が第三債務者に送達される時までには抵当権者が被転付債権の差押えをしなかったときは、転付命令の効力を妨げることはできず、差押命令及び転付命令が確定したときには、転付命令が第三債務者に送達された時に被転付債権は差押債権者の債権及び執行費用の弁済に充当されたものとみなされ、抵当権者が被転付債権について抵当権の効力を主張することはできない（最判平 14. 3. 12）

第 14 問 抵当権の実行としての競売に関する次の事例において、乙土地の代価の配当の際に D が受ける配当額として判例の趣旨に照らし正しいものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

【事例】

A の B に対する債権（債権額 3, 000 万円）を担保するため、C 所有の甲土地及び B 所有の乙土地を共同抵当の目的として、それぞれ第 1 順位の抵当権が設定された後、D の B に対する債権（債権額 2, 500 万円）を担保するために甲土地に第 2 順位の抵当権が設定され、E の B に対する債権（債権額 1, 500 万円）を担保するために乙土地に第 2 順位の抵当権が設定された。この場合において、まず甲土地のみが競売されて配当がされ、次いで乙土地が競売されて配当がされた。

なお、競売の結果として債権者に配当することが可能な金額は、甲土地につき 4, 000 万円、乙土地につき 2, 000 万円であり、また、各債権の利息その他の附帯の債権及び執行費用は、考慮しないものとする。

1 0 円 2 500 万円 3 1, 000 万円 4 1, 500 万円 5 2, 000 万円

【最終的な配当額】

甲土地（物上保証人C所有）		乙土地（債務者B所有）	
A	3,000 万円	D	1,500 万円
D	1,000 万円	C	500 万円
計	4,000 万円	計	2,000 万円

第 15 問 譲渡担保に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 譲渡担保権の設定者は、譲渡担保権が実行されるまでは、譲渡担保権が設定された目的物を正当な権原なく占有する者に対し、その返還を請求することができる。【H21-15-イ】

自己が所有する土地に譲渡担保権を設定した者は、その土地を正当な権原なく占有する者に対して土地の明渡請求をすることができない。【H21-15-イ】

イ 債務者である土地の賃借人がその借地上に所有する建物を譲渡担保の目的とした場合には、譲渡担保権の効力は、土地の賃借権には及ばない。

ウ 譲渡担保権の設定者は、被担保債権の弁済期を経過した後においては、譲渡担保の目的物についての受戻権を放棄して、譲渡担保権者に対し、譲渡担保の目的物の評価額から被担保債権額を控除した金額の清算金を請求することができる。

譲渡担保権設定者は、譲渡担保権者が清算金の支払又は提供をせず、清算金がない旨の通知もしない間に譲渡担保の目的物の受戻権を放棄しても、譲渡担保権者に対して清算金の支払を請求することはできない（最判平 8.11.22）。

エ A は、B の所有する甲動産について譲渡担保権の設定を受け、占有改定の方法によりその引渡しを受けた。その後、C も、甲動産について B から譲渡担保権の設定を受け、占有改定の方法によりその引渡しを受けた。この場合において、C は、甲動産について、A が譲渡担保権を実行する前に、自ら譲渡担保権を実行することができない。【H19-12-イ】

同一の動産について複数の者にそれぞれ譲渡担保が設定されている場合には、後順位の譲渡担保権者は、私的実行をすることができない。【H19-12-イ】

オ 債務者が将来取得する債権については、その発生原因や債権額、債権発生の際の始期と終期などにより、譲渡担保の目的となるべき債権が当該債務者の有する他の債権と識別

することができる程度に特定されていれば、債権の発生が確実であるかどうかを問わず、譲渡担保権を設定することができる。

- 1 アイ 2 アオ **3 イウ** 4 ウエ 5 エオ

【譲渡担保の出題実績】

年 度	内 容
H24-15	譲渡担保全般
H23-15	集合動産譲渡担保
H22-12-オ	清算金支払請求権と譲渡担保
H21-15	譲渡担保全般
H19-12-イ・ウ	後順位譲渡担保権者による私的実行，集合動産譲渡担保
H18-14	担保物権の通有性
H12-17	構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権と動産売買先取特権に基づいてされた動産競売の不許を求める第三者異議の訴え
H11-9	譲渡担保全般

第 16 問 相殺に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

- 1 受働債権の弁済期が到来していない場合であっても、自働債権の弁済期が到来していれば、相殺をすることができる。【受働債権：S57-7-2】

弁済期の到来していない債権を受働債権として、相殺をすることはできない。【S57-7-2】

- 2 相手方の同時履行の抗弁権が付着している債権であっても、これを自働債権として、相殺をすることができる。【S61-9-1，S57-7-4】

同時履行の抗弁権が付着している債権であっても、これを自働債権として相殺をすることができる。【S61-9-1】

- 3 抵当不動産の第三取得者は、被担保債権の債権者に対して自らが有する債権を自働債権とし、被担保債権を受働債権として、相殺をすることができる。
- 4 債権の消滅時効が完成してその援用がされた後にそのことを知らずに当該債権を譲り受けた者は、時効完成前に譲り受けたとすれば相殺適状にあった場合に限り、当該債権を自働債権として、相殺をすることができる。
- 5 不法行為により生じた債権を受働債権とする場合であっても、双方の過失による同一の交通事故によって生じた物的損害に基づく相互の損害賠償債権の間においては、相殺をすることができる。

第 17 問 売買に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 土地の売買契約の締結のために要した土地の測量費用は、別段の意思表示がないときは、買主がその全額を負担する。【S63-4-3】

売買契約に関する費用は、特約がない限り、売主及び買主が平等に負担する。【S63-4-3】

イ 買い受けた土地について抵当権の登記がある場合には、買主は、抵当権消滅請求の手續が終わるまで、売買代金の支払を拒むことができるが、これに対して売主が売買代金の供託を請求したにもかかわらず買主が供託をしなかったときは、買主は、売買代金の支払を拒むことができなくなる。【前半：H19-14-エ, S58-3-4】

買い受けた不動産について抵当権の登記があるときは、買主は、抵当権消滅請求の手續が終わるまで、売主に対し代金の支払を拒むことができる。【H19-14-エ】

ウ 不動産の売買契約と同時にした買戻しの特約により売主が売買契約を解除しようとする場合において、当事者が別段の意思表示をしなかったときは、売主は、売買代金に利息を付して返還しなければならない。

エ 特定物売買の目的物の引渡し後に代金を支払うべき場合において、代金の支払場所につき別段の意思表示がないときは、買主は、売主の現在の住所において代金の支払をしなければならない。

オ 買主が売主に手付を交付した場合において、売主が売買契約を解除するためにした手付の倍額の償還の受領を買主が拒んだときは、売主は、手付の倍額の金銭を供託しなければならない。【H17-pm11-ウ】

売買契約を解除するため、売主が契約の際に受領した手付金の倍額を現実に提供した場合において、買主の受領拒絶を原因として弁済供託をするときは、売主は、供託の日までの遅延損害金を加えることなく供託することができる。【H17-pm11-ウ】

1 アウ 2 アエ 3 **イエ** 4 イオ 5 ウオ

第 18 問 使用貸借に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 使用貸借における貸主は、贈与における贈与者と同様に、目的物の瑕疵について、その瑕疵を知りながら借主(受贈者)に告げなかったときを除き、その責任を負わない。【使用貸借：H11-6-ア, 贈与：H5-11-4, H4-3-1】

貸主は、目的物の瑕疵につき、その存在を知って引き渡した場合に限り、担保責任を負う。【H11-6-ア】

A が、贈与に係る建物の瑕疵を知りながら B に告げなかったときでも、B に対して、担保責任を負うことはない。【H5-11-4】

イ 使用貸借は、委任と同様に、当事者のいずれか一方の死亡によって終了する。【使用貸借：H11-6-ウ，S60-7-5，委任：H9-21-ウ(委任者の死亡)】

借主が死亡した場合には、契約は、その効力を失う。【H11-6-ウ】

Aを被相続人，Bを唯一の相続人とする。AがCに不動産売買の仲介を委託した場合において，Cが仲介を完了する前にAが死亡したときは，Cがその後に仲介を完了したとしても，Bは，Cに対する報酬の支払義務を負わない。【H9-21-ウ】

ウ 使用貸借における貸主は，寄託における寄託者と同様に，当事者が目的物の返還の時期を定めたときであっても，いつでもその返還を請求することができる。【使用貸借：H11-6-エ，寄託：H20-17-イ・エ，H9-8-オ】

当事者が返還の時期又は使用収益の目的を定めなかったときは，貸主は，いつでも返還を求めることができる。【H11-6-エ】

目的物の返還の時期の定めがある場合には，消費貸借の貸主と寄託の寄託者は，いずれも，期限が到来した時からその返還の請求をすることができる。【H20-17-イ】

目的物の返還の時期の定めがない場合には，消費貸借の貸主は相当の期間を定めて返還の催告をすることができるが，寄託の寄託者はいつでもその返還を請求することができる。【H20-17-エ】

エ 使用貸借は，寄託と同様に，借主(受寄者)が目的物を受け取ることによって，その効力を生ずる。【使用貸借：S60-7-3，寄託：H20-17-ア】

賃貸借契約と消費貸借契約は諾成契約であるが，使用貸借契約は要物契約である。【S60-7-3】

消費貸借と寄託は，いずれも，当事者の一方が目的物を受け取ることによって効力を生ずる契約である。【H20-17-ア】

オ 使用貸借における貸主は，賃貸借における賃貸人と同様に，借主(賃借人)が契約又はその目的物の性質によって定まった用法に従わずに目的物の使用又は収益をしたときであっても，原則として催告をしなければ契約の解除をすることができない。

1 アウ 2 **アエ** 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第 19 問 事務管理に関する次の 1 から 5 までの記述のうち，正しいものは，どれか。

- 1 事務管理を始めた者は，本人の意思を知っている場合であっても，その意思に従うよりも本人の利益に適合する方法があるときは，その方法によって事務管理をしなければならない。
- 2 本人の身体，名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をした場合には，事務管理を始めた者は，悪意があるときを除き，これによって生じた損害を賠償す

る責任を負わない。

- 3 事務管理を始めた者は、その旨を遅滞なく本人に通知したときは、事務管理の終了後、本人に対し、相当の額の報酬を請求することができる。【H16-19-エ】

次の文章は、事務管理及び委任に関する教授と学生との間の対話である。

教授： 事務管理者は、報酬の支払を求めることができますか。

学生： 事務管理者には、法律に特別の定めがある場合を除き、報酬請求権はないと解されています。委任契約の受任者も、特約がある場合を除き、委任者に報酬を請求することはできません。【H16-19-エ】

- 4 事務管理を始めた者は、本人のために有益な費用を支出した場合であっても、その事務管理が本人の意思に反するものであるときは、本人に対し、その費用の償還を請求することができない。

- 5 事務管理を始めた者は、本人の請求がある場合には、いつでも事務管理の状況を報告しなければならない。【H16-19-ウ、H7-3-イ】

次の文章は、事務管理及び委任に関する教授と学生との間の対話である。

教授： 事務管理者は、事務処理の状況の報告に関して、どのような義務を負っていますか。

学生： 事務管理者は、本人に対し、事務処理の状況を報告する義務はありません。この点も、委任者の請求があったときは、いつでも事務処理の状況を報告しなければならない委任契約の受任者とは異なります。【H16-19-ウ】

第 20 問 養子縁組に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、幾つあるか。

ア 18 歳の者を養親とし、15 歳未満の者を養子とする養子縁組は、それぞれの法定代理人が養子縁組を承諾することにより、することができる。

イ 妻の父親を養親とし、夫を養子とする養子縁組は、夫が妻の父親より年長者であるときは、することができない。

ウ 自己の直系卑属である未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。【H9-22-2、S60-12-3】

A 女は、婚姻関係にない B 男との間に子 C をもうけたが、B は、C を認知していない。その後、A は、D 男と婚姻し、D との間に子 E をもうけた。C が未成年者である場合に、D が C を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。【H9-22-2】

エ 養子縁組の届出が単に他の目的のための便法としてされたにすぎず、養親と養子との間に真に養親子関係の設定を欲する効果意思がなかったときでも、養子縁組の届出自体につ

いて意思の一致があれば、養子縁組は、効力を生ずる。【H19-22-ア】

養子縁組の届出自体について当事者間に意思の一致があった場合には、真に養親子関係の設定を欲する効果意思がなくても、養子縁組は、効力を生じる。【H19-22-ア】

オ 普通養子縁組の養子は、養親の嫡出子の身分を取得するが、養子の実親が死亡した場合には、実親の相続人となる。

1 1 個 2 2 個 3 3 個 4 4 個 5 5 個

第 21 問 父子関係についての訴えに関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 夫が婚姻後に刑務所に収容され、その 1 年後、いまだ夫が刑務所に収容中に妻が懐胎した子について、夫が父子関係を否定するためには、嫡出否認の訴えによることを要しない。

【H18-21-エ, H14-19-ウ, H9-18-エ, S63-18-4, S61-17-4】

次の文章は、嫡出子に関する教授と学生との対話である。

教授： 子は離婚後 300 日以内に出生しましたが、離婚前に 3 年ほど別居しており、夫婦としての実態が失われていたような場合、そのような子との父子関係を夫が否定しようとするときは、どうでしょうか。

学生： 夫は、親子関係不存在確認の訴えを提起することができます。【H18-21-エ】

イ 婚姻の成立の日から 100 日後であって、内縁関係の成立の日から 250 日後に生まれた子について、夫が父子関係を否定するためには、嫡出否認の訴えによらなければならない。

【H18-21-ウ, H14-19-イ, H4-21-イ】

次の文章は、嫡出子に関する教授と学生との対話である。

教授： では、婚姻成立後 200 日以内に出生した子との父子関係を夫が否定しようとする場合、どのような訴えによることになりますか。

学生： その場合には、夫は、嫡出否認の訴えを提起する必要があります。【H18-21-ウ】

ウ 前夫との婚姻の解消の日から 1 年後であって、後夫との婚姻の成立の日から 250 日後に生まれた子について、子の父を定めるためには、父を定めることを目的とする訴えによらなければならない。【H5-19-エ】

A は、B 男と C 女の間の子である。A が B C の婚姻の成立の日から 200 日後に出生した場合であっても、C が前に D 男に婚姻しており、その婚姻の解消の日から 300 日以内に出生したものであるときは、A B 間の父子関係の確定は、父を定めることを目的とする訴えによる。【H5-19-エ】

エ 婚姻の成立の日から 250 日後に子が生まれた場合において、当該婚姻がその後に夫の重婚を理由に取り消されたときであっても、夫が父子関係を否定するためには、嫡出否認の

訴えによらなければならない。【H14-19-ア参照】

婚姻成立から 200 日後で、かつ、婚姻の取消しから 300 日以内に生まれた子であっても、婚姻の取消しが詐欺又は強迫を理由とするときは、嫡出性は推定されないから、夫であった者は、父子関係を争うのに嫡出否認の訴えによることを要しない。【H14-19-ア】

オ 嫡出否認の訴えは、子の出生の時から 1 年以内に提起しなければならない。【H18-21-オ】

次の文章は、嫡出子に関する教授と学生との対話である。

教授： 夫婦の婚姻関係が円満に継続していたときに懐胎・出生した子ですが、当該子の出生後 2 年が経過した後に当該夫婦が離婚し、その後に当該子が夫の子ではないことが夫に明らかになりました。夫は、そのような子との父子関係を否定することができますか。

学生： 夫は、親子関係不存在確認の訴えを提起することによって子との父子関係を否定することができます。【H18-21-オ】

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第 22 問 財産分与に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいものの組合せ**は、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 内縁の夫婦の一方の死亡により内縁関係が解消した場合には、当事者間の財産関係の清算については、法律上の夫婦の離婚に伴う財産分与に関する民法の規定が類推適用される。

【H21-21-ア, H16-21-イ】

次の対話は、内縁をめぐる問題に関する教授と学生との対話である。

教授： A 及び B は内縁関係にあり、A が所有していた甲建物と一緒に住んでいましたが、A は亡くなってしまいました。この場合に、B が甲建物の所有権を取得する方法はありますか。

学生： 夫婦間の財産分与を定めた民法の規定を類推適用して甲建物の所有権の取得を認めることができます。【H21-21-ア】

イ 財産分与について当事者間に協議が調わない場合には、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができるが、離婚の時から 2 年を経過したときは、この請求をすることができない。

ウ 財産分与請求権は、協議や審判によって具体的内容が形成されるまでは、その範囲及び内容が不確定・不明確であるから、離婚した当事者の一方は、財産分与請求権を保全するために、他方の当事者に属する権利を代位行使することはできない。【H16-21-オ, H12-7-エ】

離婚による財産分与請求権は、協議、審判等によって具体的内容が決まるまでは内容が不確定であるから、離婚した配偶者は、自己の財産分与請求権を保全するために、他方配偶者の有する権利

を代位行使することはできない。【H16-21-オ】

エ 財産分与をした者が離婚の際に債務超過の状態にあった場合には、一般債権者は、詐害行為として、当該財産分与を取り消すことができる。【H21-22-オ, H16-21-エ, H11-7-イ】

債務超過の状態にあるAが、離婚に際し、Bに財産を分与した場合、Aの一般債権者に対する共同担保を減少させる結果になることを知っていたとしても、当該財産分与が詐害行為取消権の対象となることはない。【H21-22-オ】

オ 財産分与の内容には、当事者の一方が過当に負担した婚姻費用の清算のための給付を含めることができるが、慰謝料の支払としての損害賠償のための給付を含めることはできない。【婚姻費用：H16-21-ア, 慰謝料：H16-21-ウ】

離婚した夫婦の一方が婚姻費用を過当に負担していた場合であっても、婚姻費用の清算は婚姻費用の分担請求を通じてすべきであり、裁判所は、財産分与に婚姻費用の清算のための給付を含めることはできない。【H16-21-ア】

夫婦の一方の有責行為によって離婚を余儀なくされ、精神的苦痛を被ったことを理由とする損害賠償請求権は、財産分与請求権とは性質が異なるが、裁判所は、財産分与に当該損害賠償のための給付を含めることができる。【H16-21-ウ】

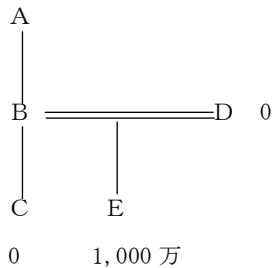
1 アウ 2 アエ 3 **イウ** 4 イオ 5 エオ

第 23 問 次の【事例 1】及び【事例 2】における被相続人Aの遺産(1,000 万円)についての相続分に関する後記 1 から 5 までの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。**

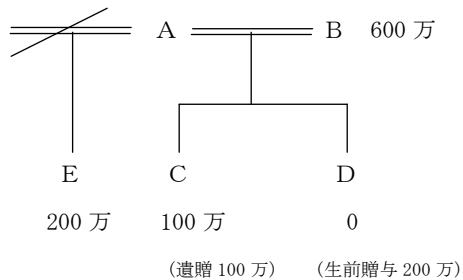
【事例 1】

Aには、子、配偶者、直系尊属及び兄弟姉妹がいない。Aは、Bとの間で縁組をし、Bを養子にした。Bは、Aとの縁組後、縁組前に生まれていたCを認知した。その後、Bは、Dと婚姻をし、Dとの間にEが生まれた。Eの出生後、Bが死亡し、その後、Aが死亡した。

【H15-24, H14-21-ウ, H8-21-オ, S61-15-4】

【事例 1】**【事例 2】**

A は、B と婚姻をし、B との間に C 及び D が生まれた。A には、ほかに前妻との間に生まれた E がいる。A は、D に対し、D が独立して商売を始めるための資金として 200 万円を贈与した後、死亡した。A は、C に対して 100 万円を遺贈する旨の遺言を残していた。【S61-19】

【事例 2】

- 1 【事例 1】における C の相続分はなく、【事例 2】における D の相続分もない。
- 2 【事例 1】における C の相続分は 500 万円となり、【事例 2】における E の相続分は 200 万円となる。
- 3 【事例 1】における D の相続分はなく、【事例 2】における C の相続分は 140 万円となる。
- 4 【事例 1】における E の相続分は 1,000 万円となり、【事例 2】における B の相続分は 650 万円となる。
- 5 【事例 1】における E の相続分は 500 万円となり、【事例 2】における D の相続分は 40 万円となる。

【代襲相続に関する未出の実例】

Aに、子B及びBの配偶者である養子Cがあり、BC間に、AとCが養子縁組をする前に出生したDがある場合において、Cが死亡した後にAが死亡したときは、DはCの代襲者となる（登記研究529号P89）。これは、Dは養子縁組前に出生した養子Cの子であるが、Bの側からみれば、Aの直系卑属であるからである。

(3) 刑法

① 出題傾向

- (a) 判例趣旨問題の出題
- (b) 財産罪の不出題

【財産罪の出題実績】

H12	窃盗罪	H19	窃盗罪，盗品等に関する罪
H13	強盗罪	H20	窃盗罪，横領罪
H14	詐欺罪	H21	詐欺罪
H15	不動産侵奪罪	H22	強盗罪
H16	窃盗罪	H23	窃盗罪
H17	恐喝罪	H24	—
H18	詐欺罪	H25	

② 対策

- (a) 事例問題への対策
- (b) 判例の理解及び暗記

③ 平成 24 年度司法書士試験の問題等

第 24 問 犯罪の実行の着手に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 電車内で、他の乗客のズボンのポケットから財布をすり取ろうと考え、そのポケットに手を伸ばしてポケットの外側に手を触れたものの、別の乗客に発見されて取り押さえられたため、財布に触れることができなかった場合でも、窃盗罪の実行の着手がある。【H3-27-ウ，H1-26-3，S56-24-1】

他人のズボンのポケットに現金があることを確認した後、その現金をすり取ろうとして、そのポケットの外側に手を触れた場合には、窃盗未遂罪が成立する。【H3-27-ウ】

イ タクシーの売上金を強取しようと考え、出刃包丁をバッグに入れてタクシーに乗車し、虚偽の行き先を告げてタクシーを発車させたものの、その後間もなく怖くなったため、タクシーが赤信号で停車した際に逃げ出した場合でも、強盗罪の実行の着手がある。

【H13-25-5 参照】

A は、コンビニエンス・ストアに押し入って売上金を強奪することを計画し、深夜、けん銃を持

って営業中の店に侵入したが、たまたま店員が不在であったため、レジから売上金を奪った。Aについて強盗既遂罪が成立する。【H13-25-5】

ウ 土蔵内の金品を盗み取ろうと考え、その扉の錠を破壊して扉を開いたものの、母屋から人が出てくるのが見えたため、土蔵内に侵入せずに逃走した場合でも、窃盗罪の実行の着手がある。

エ 知人を毒殺しようと考え、毒入りの菓子を小包郵便でその知人宅宛てに郵送したものの、知人がたまたま既に転居していたため、転居先不明により返送されてきた場合でも、殺人罪の実行の着手がある。

オ 二人がかりで通り掛かった女性に暴行・脅迫を加え、他所に連行した上でそれぞれ強姦しようと考え、それぞれ暴行・脅迫を加えて無理矢理自動車に乗せたものの、間もなく警察官の検問を受けたため、姦淫行為に至らなかった場合でも、強姦罪の実行の着手がある。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第 25 問 被害者の承諾に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、幾つあるか。

ア 現に他人が居住する家屋の前を通り掛かったところ、その窓越しに当該家屋内で炎が上がっているのを発見し、その火を消そうと考え、当該家屋の住人の承諾を得ることなく、家屋内に立ち入った場合には、住居侵入罪は成立しない。

イ けじめをつけると称し、暴力団組員が同じく暴力団組員である知人の承諾を得た上、当該知人の小指の第一関節を包丁で切断した場合には、傷害罪は成立しない。【H9-24-4 参照】

暴力団甲組の組員であるBは、甲組の掟に背いたため、いわゆる指詰めをして、組長の許しを得ようと考えたが、自分で指詰めができず、仲間の組員であるAに頼んで、ナイフで小指を第一関節から切断してもらった。被害者の承諾があったとしても、それが社会的相当性を欠き、法的に許容できないものであるときは、その承諾は犯罪の成否に消長を来さないという考え方に立てば、Aには傷害罪が成立するという結論を導き出すことができる。【H9-24-4】

ウ 過失による自動車事故により他人を負傷させたかのように装って保険金の支払を受けようとして企て、その情を知った知人の承諾を得た上、自らが運転する自動車を当該知人に衝突させて傷害を負わせた場合には、傷害罪は成立しない。【H22-26-イ、H18-25-ウ、H5-23-ウ】

Aは、交通事故を装って保険金をだまし取るために傷害を負わせてほしいとのBからの依頼に応じ、自ら運転する自動車をBに衝突させて傷害を負わせた。この場合、あらかじめ被害者であるB

の承諾があっても、Aには、傷害罪が成立する。【H22-26-イ】

エ 12 歳の少女にわいせつ行為を行った場合には、当該少女の真摯な承諾があれば、強制わいせつ罪は成立しない。【H1-28-3】

11 歳の少女の事実上の承諾を得て、同女を姦淫した行為は、強姦罪を構成する【H1-28-3】

オ 交通違反を犯して免許停止等の行政処分を受けるのを回避するため、友人からあらかじめその氏名及び住所を使用することの承諾を得た上で、交通取締りを受けた際、交通事件原票中の供述書に当該友人の氏名及び住所を記載した場合には、私文書偽造・同行使罪は成立しない。【H8-26-エ参照】

被疑者として取調べを受けた者が、司法警察員に提出する供述書を他人名義で作成した場合には、あらかじめその他人の承諾を得ていたときであっても、私文書偽造罪（刑法 159 条 1 項）が成立する。【H8-26-エ】

1 1 個 2 2 個 3 3 個 4 4 個 5 5 個

第 26 問 放火罪の成立に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア A が所有し、居住する甲家屋と、甲家屋に隣接する B が所有し、居住する乙家屋の 2 棟を燃やす目的で、甲家屋の壁に火を付けて乙家屋に延焼させ、これら 2 棟を全焼させた場合には、二つの現住建造物等放火の既遂罪が成立する。【S62-28-1 参照】

一棟の建物の各専有部分は、それぞれ一個の建物であると評価されるから、現住建造物放火罪の成否については、その専有部分ごとに判断されなければならない。【S62-28-1】

イ 現に人が住居に使用する木造家屋を燃やす目的で、取り外し可能な雨戸に火を付けた場合には、その雨戸が独立して燃え始めた段階で、現住建造物等放火の既遂罪が成立する。

ウ 知人が所有する木造倉庫に人がいないものと考え、当該木造倉庫を燃やす目的で、当該木造倉庫にあった段ボールの束に火を付けたところ、たまたま当該木造倉庫の中で寝ていた浮浪者がその木造柱に燃え移った火を発見して消火したため、当該木造柱が焼損した場合には、非現住建造物等放火罪の既遂罪が成立する。

エ 保険金を騙し取る目的で、火災保険の対象である自己所有の倉庫に火を付けて焼損させた場合には、その周囲に建物等がなく、他の建物に延焼するなどの具体的危険がないときでも、非現住建造物等放火の既遂罪が成立する。【S62-28-2 参照】

自己の所有に係る建造物に対する放火行為は、その建造物が差押えを受け、物権を負担し、またはその建造物を賃貸し、もしくは保険に付している場合を除き、現に人の住居に使用し、または人の現在しているものであるときに限り、処罰される。【S62-28-2】

オ 現に人が住居に使用する木造家屋を燃やす目的で、当該木造家屋に隣接する物置に火を付けたところ、その住人が発見して消火したため、物置のみを焼損させた場合には、非現住建造物等放火の既遂罪が成立する。【H9-26-2, H5-25-㍑, S58-27-3】

Aは、B宅を燃やしてしまおうと考えB宅の隣に建っていたC所有の物置に火をつけたが、物置が燃えたところで近所の住人が消し止めたためB宅には燃え移らなかった。この場合、Aについて非現住建造物等放火罪の既遂及び現住建造物等放火罪の未遂が成立する。【H9-26-2】

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

(4) 会社法、商法及び商業登記法(択一式問題)

① 出題傾向

a 会社法及び商法

(a) 頻出論点の定着

- ＊ 会社法に基づく出題は、平成 18 年度司法書士試験からであるが、平成 24 年度司法書士試験までの 7 年間の出題実績を見ると、大きな括りではあるが、頻出論点の定着がみられる。

【会社法の頻出論点】

	論点	出題年度・問題番号
①	設立	H18-32, H19-28, H20-28, H21-27, H22-27, H23-27, H24-27
②	株式	H18-30, H19-29, H19-30, H20-29, H20-30, H20-31, H21-28, H22-28, H23-28, H24-28
③	機関・役員等	H18-31, H18-33, H18-35, H19-31, H20-32, H20-33, H20-34, H21-29, H22-29, H22-30, H22-31, H23-30, H23-31, H24-30, H24-31
④	計算	H18-28, H19-32, H21-30, H22-32, H23-32
⑤	持分会社	H19-34, H20-35, H21-31, H23-34, H24-33
⑥	組織再編行為	H18-29, H19-35, H21-33, H21-34, H23-33, H24-34

- (b) 商法の 4 年連続出題【H24-35(商業使用人), H23-35(商人間の売買), H22-35(問屋及び商事仲立人), H21-35(商人)】
- (c) 判例趣旨問題(判例題材問題を含む。)の出題【H24-30(利益相反取引), H24-32(事業譲渡), H24-35(商業使用人), H23-35(商人間の売買), H22-31(表見取締役の責任), H22-34(会社法上の訴え), H21-35(商人)】

b 商業登記法

(a) 頻出論点の定着

- ＊ 会社法に基づく商業登記法の出題は、平成 18 年度司法書士試験からであるが、平成 24 年度司法書士試験までの 7 年間の出題実績を見ると、大きな括りではあるが、頻出論点の定着がみられる。

【商業登記法の頻出論点】

	論点	出題年度・問題番号
①	総論	H18-32, H18-29, H21-32, H21-33, H21-34, H23-35, H24-33
②	設立	H18-30, H19-29, H20-34, H21-28, H23-29, H24-28
③	株式	H18-33, H19-30, H19-31, H20-35, H21-29, H22-28, H22-29, H23-30, H23-31
④	機関・役員等	H18-31, H19-32, H19-33, H21-30, H24-30
⑤	持分会社	H18-35, H19-35, H20-30, H22-34, H23-33, H24-34
⑥	組織再編行為	H18-32, H19-34, H20-32, H21-31, H21-35, H24-32

- (b) 一般社団法人・一般財団法人に関する登記の 3 年連続出題【H24-35(一般財団法人の登記), H23-34(一般社団法人の主たる事務所の所在地における登記), H22-35(一般社団法人又は一般財団法人の登記)】

② 対策

a 商法及び会社法

- (a) 会社法の正確な理解及び暗記
(b) 商法の対策
(c) 旧商法下の判例の理解及び暗記

b 商業登記法

- (a) 株式会社及び持分会社に関する登記の理解及び暗記
(b) 一般社団法人・財団法人に関する登記の対策
(c) 商業登記総論、個人商人に関する登記及び外国会社に関する登記の対策

③ 平成 24 年度司法書士試験の問題等

<会社法及び商法>

* 過去問からの出題実績は、会社法の出題が開始された平成 18 年度司法書士試験以降の過去問に限って示している。

第 27 問から第 34 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。

【会社法の問題開始前の注書きの有無及びその内容】

	会社法	商業登記法
H18	【注】 第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。	【注】 第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。
H19	—	—
H20	第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。	—
H21	—	—
H22	—	第 28 問から第 33 問までについては、問題文中の株式会社には特例有限会社を含まないものとして、解答しなさい。
H23	第 27 問から第 33 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。	—

第 27 問 株式会社の設立に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 株式会社は、発起人がいなければ、設立することができない。

イ 発起設立の場合における設立時取締役の氏名は、定款に記載し、又は記録することを要しない。

ウ 募集設立において、発起人の全員が、出資を履行しないことにより、設立時発行株式の株主となる権利を全て失った場合であっても、設立時募集株式の引受人により出資された財産の価額が定款に記載された「設立に際して出資される財産の価額又はその最低額」を満たすときは、設立の無効事由とはならない。

発起人については、設立時発行株式を 1 株以上引き受けなければならない旨の規定が特に設けられているか (25 条 2 項)、失権により、結果的にある発起人が 1 株も権利を取得しないこととなった場合には、他の出資者が出資した財産の価額が定款において定めた「設立に際して出資される財産の価額またはその最低額」を満たしていたとしても、設立無効事由となる (相澤等・論点解説 P 30)。

エ 未成年者は、発起人となることができない。

オ 発行可能株式総数を定めていない定款について公証人の認証を受けた後、株式会社の成立前に定款を変更してこれを定めたときは、改めて変更後の定款について公証人の認証を受けることを要しない。

37 条の規定による定款の変更は、公証人の認証後、設立までの間に行うことができるものであり、その変更につき認証を受ける必要はない (30 条 2 項参照。相澤等・論点解説 P 17)。

1 アウ 2 アエ 3 イウ **4 イオ** 5 エオ

第 28 問 取締役会設置会社である甲株式会社 (以下「甲社」という。) は、ある種類の株式 (その発行時においては、剰余金の配当についてのみ他の種類の株式と内容が異なっているものとする。以下「A 種類株式」という。) の発行後に定款を変更し、A 種類株式の内容として、甲社が別に定める日 (以下「取得日」という。) が到来することをもって、甲社が A 種類株式の一部を取得することができる旨の定款の定めを設けようとしている。この場合における次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 甲社は、当該定款の変更に係る甲社の株主総会の決議に加え、A 種類株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

イ 甲社は、当該定款の変更が効力を生ずる日の 20 日前までに、A 種類株式の株主に対し、当該定款の変更をする旨を通知し、又は公告しなければならない。

ウ 甲社が会社法上の公開会社である場合において、A 種類株式の数が発行済株式の総数の 2 分の 1 を超えているときは、甲社は、A 種類株式の数を発行済株式の総数の 2 分の 1 以下にするための必要な措置を執らなければならない。

エ 甲社は、当該定款の定めを設けた場合において、取得日を定めるには、取締役会の決議によらなければならない。

オ 甲社は、当該定款の定めを設けた場合において、A 種類株式の一部を取得しようとするときは、その取得する株式を決定し、A 種類株式を有する全ての株主及びその登録株式質権者に対し、当該決定の日から 2 週間以内に、取得の対象となる A 種類株式を特定する事項を通知し、又は公告しなければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第 29 問 募集新株予約権の発行に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 株式会社は、新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合には、募集事項として、募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする旨を定めることはできない。

イ 会社法上の公開会社である株式会社が新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合において、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、当該募集新株予約権の引受けの申込みの期日は、株主総会の決議によって定めなければならない。

ウ 募集新株予約権の発行が著しく不公正な方法により行われる場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該募集新株予約権の発行をやめることを請求することができる。

エ 取締役会設置会社にあつては、発行をしようとする募集新株予約権の目的である株式の一部が譲渡制限株式であるときは、募集新株予約権の引受けの申込みをした者の中から募集新株予約権の割当てを受ける者を定め、及びその者に割り当てる募集新株予約権の数を定める決定は、取締役会の決議によらなければならない。【H19-30-オ参照】

取締役会設置会社以外の株式会社においては、募集株式が譲渡制限株式である場合に申込者の中からその割当てを受ける者を決定することも、募集新株予約権の目的である株式が譲渡制限株式である場合に申込者の中からその割当てを受ける者を決定することも、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらなければならない【H19-30-オ】

オ 募集新株予約権に係る新株予約権者は、株式会社の承諾を得て、当該募集新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当該株式会社に対する債権をもって相殺することができる。

1 ☒ アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第 30 問 取締役会設置会社である A 株式会社（以下「A 社」という。）とその代表取締役 X との利益相反取引に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいものの組合せ**は、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア X が A 社の取締役会の承認を受けることなく自己のために A 社と取引をした場合であっても、X は、A 社に対し、取締役会の承認の欠缺を理由として当該取引の無効を主張することができない。

イ X が A 社の取締役会の承認を受けることなく A 社を代表して債権者 B に対する自己の債務の引受けをした場合には、A 社は、取締役会の承認の欠缺^{けつ}について B が悪意であるかどうかを問わず、B に対し、当該債務の引受けの無効を主張することができる。

ウ X が自己のために A 社と取引をしようとする場合には、X が A 社の発行済株式の全部を有するときであっても、X は、A 社の取締役会の承認を受けなければならない。

エ X が A 社に対して無利息かつ無担保で金銭の貸付けをしようとする場合には、X は、A 社の取締役会の承認を受けることを要しない。

オ X が A 社を代表して自らが代表取締役を務める C 株式会社の債務を保証しようとするときは、X は、A 社の取締役会の承認を受けることを要しない。

1 ☒ アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第 31 問 会計参与に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているものの組合せ**は、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 委員会設置会社における会計参与の個人別の報酬は、額が確定しているものでなければならない。

イ 株式会社の取締役は、その親会社の会計参与となることができる。

ウ 会計参与については、累積投票による選任の制度は存しない。

エ 会計参与は、株式会社の役員の解任の訴えの対象となる。

オ 監査役会設置会社においては、取締役は、会計参与の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ ☒ 4 イオ 5 エオ

第 32 問 事業譲渡に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 株式会社の事業により生じた債務につき事業譲渡によって免責的債務引受けをする場合には、債権者の同意を得なければならない。【H21-33-ア】

事業の譲渡をする株式会社は、当該事業を構成する債務を事業の譲受けをする株式会社に移転させるためには、個別にその債権者の同意を得なければならないが、吸収分割株式会社は、債権者の異議手続を執れば足り、個別にその債権者の同意を得ることなく、吸収分割契約の定めに従って債務を吸収分割承継株式会社に移転させることができる。【H21-33-ア】

イ 事業譲渡をする株式会社は、事業譲渡の効力が生ずる日から 6 か月間、事業譲渡に係る契約の内容等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を当該株式会社の本店に備え置かなければならない。

ウ 譲受会社が譲渡会社の特別支配株主であるいわゆる略式事業譲渡について、当該事業譲渡が法令又は定款に違反する場合において、譲渡会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、譲渡会社の株主は、譲渡会社に対し、当該事業譲渡をやめることを請求することができる。

エ 譲受会社が譲渡会社の特別支配株主であるいわゆる略式事業譲渡をする場合には、譲渡会社の株主は、当該譲渡会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができない。

オ 譲渡会社が株主総会の決議によって事業譲渡に係る契約の承認を受けなければならないにもかかわらず、事前又は事後のいずれにおいても株主総会の承認の手続をしていない場合には、当該事業譲渡に係る契約は、無効である。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第 33 問 合同会社に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 合同会社においては、労務を社員の出資の目的とすることができる。【H19-34-エ】

合資会社の有限責任社員については、労務による出資も許されるが、合同会社の社員については、その出資の目的は金銭その他の財産に限られる。【H19-34-エ】

イ 合同会社は、他の合同会社の業務執行社員となることができる。

ウ 合同会社は、当該合同会社の持分を譲り受けることができる。【H23-34-ウ】

持分会社は、その持分の全部又は一部を譲り受けることができないが、定款に定めがあれば、持分の一部を譲り受けることができる。【H23-34-ウ】

エ 合同会社が当該合同会社の持分を取得した場合には、当該持分は、当該合同会社が取得した時に、消滅する。

オ 合同会社は、社員が一人となったことによって解散する。

1 アウ 2 アオ 3 イウ **4 イエ** 5 エオ

第 34 問 吸収合併に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続株式会社は、吸収合併に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、当該吸収合併存続株式会社の株式を交付することはできない。

イ 吸収合併をする場合には、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の債務の一部を承継しないこととすることができる。

ウ 会社がその有する不動産を第三者に譲渡し、その後に当該会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併が効力を生じた場合には、当該第三者は、当該不動産について所有権の移転の登記をしなければ、当該所有権の取得を吸収合併存続会社に対抗することができない。

【比較事項】

吸収合併の効力発生日後の登記前に、消滅会社の代表取締役が消滅会社の所有する不動産を第三者に譲渡した場合、売買契約は有効であり（会社法 750 条 2 項、752 条 2 項）、合併の登記前においては第三者との関係では法人格の消滅を対抗することができない消滅会社が、合併の登記後においては存続会社が、消滅会社の代表者と取引をした第三者に対して不動産を引き渡すべき義務を負うこととなる（相澤等・論点解説 P704・705）。

エ 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

オ 吸収合併を無効とする判決が確定した場合には、吸収合併の効力発生後当該判決の確定前に吸収合併存続会社がした剰余金の配当も、無効となる。

1 アイ **2 アエ** 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第 35 問 商業使用人に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 支配人の行為が支配人が代理権を有する商人の営業に関する行為に当たるかどうかは、当該支配人の行為の性質・種類等を勘案し、客観的・抽象的に観察して決すべきである。

イ 小商人でない商人は、その支配人の代理権が消滅したときは、その登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

ウ 支配人が商人の許可を受けずに自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をしたときは、当該取引によって自己又は第三者が得た利益の額は、商人に生じた損害の額と推定される。

エ 物品の販売を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の販売に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

オ 商人の営業に関する特定の事項の委任を受けた使用人の代理権に制限を加えたときは、当該商人は、その登記をしなければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

<商業登記法>

第 28 問 発起設立によって株式会社を設立する場合に本店の所在地においてする設立の登記の申請書の添付書面に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものは、幾つあるか。

ア 申請書には、発起人が設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額を記載し、又は記録している定款を添付しなければならない。

イ 会社が発起人となるときは、申請書には、発起人となる当該会社の定款を添付しなければならない。

ウ 定款に本店の所在地として最小行政区画である市区町村までを記載し、又は記録しているときは、申請書には、当該定款のほか、本店の所在場所を定めるにつき発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。【H19-29-ウ】

定款に本店の具体的な所在場所を定めなかった場合には、その所在場所を定める設立時取締役の過半数による一致があったことを証する書面を添付しなければならない。【H19-29-ウ】

エ 定款にいわゆる変態設立事項の記載又は記録がないときは、申請書には、設立時取締役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付することを要しない。【H18-30-イ】

定款に現物出資や財産引受けの記載があるか否かにかかわらず、設立時取締役及び設立時監査役の調査報告を記載した書面並びにその附属書類を添付しなければならない。【H18-30-イ】

オ 設立しようとする会社が監査役設置会社であるときは、申請書には、設立時監査役の選任につき発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

【H18-30-ウ】

発起設立の場合には、設立時取締役の選任につき発起人の議決権の過半数の一致があったことを

証する書面を添付しなければならない。【H18-30-ウ】

1 1 個 2 2 個 3 3 個 4 4 個 5 5 個

第 29 問 会社法上の公開会社でない株式会社の新株予約権に係る変更の登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 新株予約権の行使により株式を発行する場合における当該新株予約権の発行に係る募集事項として、株主総会の決議により資本金として計上しない額を定めたときは、新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、当該株主総会の議事録を添付しなければならない。

イ 新株予約権の行使による変更の登記の申請は、新株予約権の行使の日から 2 週間以内に当該株式会社の本店の所在地においてしなければならない。

ウ 新株予約権の行使がされた場合においては、当該株式会社が自己株式のみを交付したときであっても、新株予約権の行使による変更の登記の申請をしなければならない。

エ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における当該新株予約権の発行に係る募集事項として定められた現物出資財産の価額の総額が 500 万円であるときは、新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付することを要しない。

オ 新株予約権の無償割当てをした場合においては、当該株式会社が自己新株予約権のみを交付したときであっても、新株予約権の無償割当てによる変更の登記の申請をしなければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第 30 問 株式会社の役員等の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**第 1 欄の事由が生じた場合における登記の申請が平成 24 年 4 月 6 日にされ、登記をしたときの登記記録として第 2 欄の記載が誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

(注) 正解を構成する設問を示すための下線は、省略した。

	第 1 欄	第 2 欄
ア	会計参与である A 税理士法人が定めた計算書類等の備置場所のみを平成 24 年 4 月 2 日に〇県〇市〇町一丁目 1 番 1 号から〇府〇市〇町二丁目 2 番 2 号へ変更した。	会計参与 A 税理士法人 (書類等備置場所)〇県〇市〇町一丁目 1 番 1 号
		平成〇年〇月〇日就任
		平成〇年〇月〇日登記
		会計参与 A 税理士法人 (書類等備置場所)〇府〇市〇町二丁目 2 番 2 号
		平成 24 年 4 月 2 日備置場所の変更
		平成 24 年 4 月 6 日登記

イ	会計監査人を1名置くとの定款の定めのある会社において、一時会計監査人の職務を行うべき者として甲川一郎が選任されていたところ、株主総会において会計監査人として乙野太郎が選任され、平成24年4月2日に就任した。	仮会計監査人 甲川一郎	平成○年○月○日就任 平成○年○月○日登記 平成24年4月2日資格喪失 平成24年4月6日登記
		会計監査人 乙野太郎	平成24年4月2日就任 平成24年4月6日登記
ウ	社外取締役甲山花子が平成24年4月2日に子会社の使用人に就任した。	取締役 甲山花子 (社外取締役)	平成○年○月○日就任 平成○年○月○日登記
		取締役 甲山花子	平成24年4月2日子会社の使用人兼任 平成24年4月6日登記
エ	取締役甲谷次郎が平成23年12月1日に辞任したにもかかわらず会社がその辞任の登記の申請をしなかったため、甲谷次郎が当該会社を被告として取締役の辞任の登記の申請手続を求める訴えを○○地方裁判所に提起したところ、当該訴えに係る請求を認容する判決が平成24年4月2日に確定した。	取締役 甲谷次郎	平成○年○月○日就任 平成○年○月○日登記
			平成24年4月2日○○地方裁判所の判決確定 平成24年4月6日登記
オ	取締役乙海春子について成年被後見人とする審判が平成24年4月2日に確定した。	取締役 乙海春子	平成○年○月○日就任 平成○年○月○日登記
			平成24年4月2日資格喪失 平成24年4月6日登記

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第31問 清算株式会社（解散の時に会社法上の公開会社又は大会社であったものを除く。）がする登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 清算株式会社が監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をし、当該定款の変更の効力が生じたときは、監査役設置会社の定めの廃止による変更の登記及び監査役の退任による変更の登記を申請しなければならない。

イ 株主総会の決議により株式会社が直ちに解散するとともに清算人が選任された場合には、当該清算人が当該決議の翌日に就任の承諾をしたときであっても、当該決議の日から

2 週間以内に、その本店の所在地において、解散の登記及び清算人の登記を申請しなければならない。

ウ 清算株式会社は、支配人を選任して、その登記をすることはできない。

エ 清算人会を置く旨の定款の定めがある株式会社が解散したときにする清算人の登記においては、清算人の氏名並びに代表清算人の氏名及び住所のほか、清算人会設置会社である旨も登記しなければならない。

オ 清算株式会社は、解散前に新株予約権付社債に付された募集新株予約権の発行に係る募集事項を決定したときに限り、募集新株予約権の発行による変更の登記を申請することができる。

1 アイ 2 **アエ** 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第 32 問 株式交換の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 清算株式会社を当事会社とする株式交換による変更の登記は、することができない。

イ 株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の新株予約権付社債を承継する場合における株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記の申請書には、株式交換完全親会社において債権者異議手続をしたことを証する書面を添付することを要しない。

ウ 株式交換完全子会社の株主が株式交換完全親会社である合同会社の社員となる場合における株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記の申請書には、別段の定めのある定款が添付されない限り、株式交換契約について株式交換完全親会社の総社員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

エ 株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記においては、株式交換をした旨並びに株式交換完全子会社の商号及び本店も登記しなければならない。

オ 株式交換完全子会社がする株式交換による新株予約権の変更の登記の申請書には、株式交換完全親会社の本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に株式交換完全子会社の本店がないときは、登記所において作成した株式交換完全子会社の代表取締役又は代表執行役の印鑑の証明書を添付しなければならない。

1 アイ 2 アウ 3 **イエ** 4 ウオ 5 エオ

第 33 問 株式会社の登記の更正に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 取締役 4 名及び監査役 2 名が選任されたことが記載されている株主総会の議事録を添

付して取締役4名の就任による変更の登記のみが申請され、当該変更の登記がされているときは、当該株式会社は、監査役2名の就任につき遺漏による登記の更正を申請することができる。【H14-29-7, H3-34-2】

臨時株主総会で取締役A及び監査役Bを選任したにもかかわらず、当該株主総会の議事録を添付して取締役Aの就任の登記のみを申請し、当該登記をしたときは、監査役Bの就任につき遺漏による登記の更正を申請しなければならない。【H14-29-7】

イ 監査役の平成24年6月11日就任による変更の登記が同月18日付けで申請され、当該変更の登記がされている場合には、実際の就任日が同月19日であったときであっても、当該株式会社は、同日を当該監査役の就任日とする錯誤による更正の登記を申請することができない。【H3-34-4】

取締役Aが平成24年6月4日に就任した旨の同月6日にされた登記につき、その就任の登記に錯誤があったとして、同月7日に就任したとする旨の登記の更正を申請することができる。【H3-34-4】

ウ 登記の更正を申請する場合には、その登記により抹消する記号が記録された登記事項があるときであっても、当該株式会社は、その登記の回復を申請することを要しない。【H14-29-7, H3-34-5】

登記の更正を申請する場合には、その更正すべき登記により抹消する記号が記録された登記事項があるときであっても、当該登記事項の回復を同時に申請する必要はない。【H14-29-7】

エ 登記官の過誤により登記に遺漏が生じたときは、当該株式会社は、その登記の更正を申請することができない。【H8-32-2】

登記官の過誤により、株式会社の代表取締役の住所の登記に遺漏が生じた場合には、当事者は、その登記の更正を申請することができない。【H8-32-2】

オ 登記記録に取締役の氏名が誤って記録されているときは、当該株式会社は、錯誤があることを証する書面を添付することなく、錯誤による登記の更正を申請することができる。【S62-35-2 参照】

代表取締役の住所の登記の更正の申請書には、錯誤を証する書面の添付を要する。【S62-35-2】

1 アイ 2 **アエ** 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第34問 合資会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 社員の死亡によりその相続人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めている場合において、当該合資会社の有限責任社員Aが死亡し、当該合資会社の無限責任社員BがA

の唯一の相続人として相続によりその持分を承継したときは、Aについては死亡による退社を原因とし、Bについては相続による加入を原因とする有限責任社員の変更の登記をしなければならない。

イ 社員の全員が退社したことにより当該合資会社が解散した場合には、退社を原因とする社員の変更の登記をすることなく、解散の登記のみをすることができる。

ウ 社員の死亡によりその相続人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めている場合において、当該合資会社の社員が死亡したことにより、当該合資会社の社員でない当該社員の相続人が相続により当該合資会社に加入したときは、相続による加入を原因とする社員の変更の登記の申請書には、その者が死亡した社員の相続人であることを証する書面を添付しなければならない。

エ 合同会社が無限責任社員を加入させる定款の変更をしたことにより合資会社となった場合に当該合資会社についてする設立の登記の申請書には、有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面を添付することを要しない。

オ 社員でない者が市場価格 1,000 万円の有価証券を出資して当該合資会社の有限責任社員となったことによる社員の加入による変更の登記の申請書には、当該有価証券の市場価格を証する書面を添付することを要しない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第 35 問 一般財団法人（特例民法法人及び特例民法法人からの移行により設立するものを除く。）の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 解散後も監事を置く旨の定款の定めのある一般財団法人が定款で定めた存続期間の満了により解散したときは、監事設置法人である旨の登記を申請しなければならない。

イ 設立の登記の申請書には、登記すべき事項として資産の総額を記載しなければならない。

ウ 目的を評議員会の決議によって変更することができる旨の定款の定めのない一般財団法人であっても、評議員会の特別決議により目的を変更したことを証する評議員会の議事録及び裁判所の許可書を添付すれば、目的の変更の登記を申請することができる。

エ 主たる事務所の所在地においてする設立の登記の申請書には、登記すべき事項として法人成立の年月日を記載することを要しない。

オ ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも 300 万円未満となったことにより当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する一般財団法人について、清算人として定款で定める者又は評議員会の決議により選任された

者がおらず、理事が清算人となる場合において、当該一般財団法人の理事会において代表理事として選定されていた者が代表清算人として申請する解散の登記及び清算人の登記の申請書には、定款を添付すれば足りる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

(5) 民事訴訟法，民事執行法及び民事保全法

① 出題傾向

- (a) 過去問レベルの知識の出題
- (b) 判例趣旨問題の出題
- (c) 近年の改正法の出題

② 対策

- (a) 過去問の徹底的な演習及び分析
- (b) 既出又は未出を問わず，判例を正確に理解し，暗記しておく。
- (c) 未出の改正事項の対策

【近年の改正法からの出題(民事訴訟法)】

年 度	内 容	出題実績
H15	計画審理	—
	証拠収集等の手続	【H18-3】
	専門委員	—
	鑑定	—
	知的財産権関係事件の管轄等	—
	簡易裁判所の機能の充実	—
H16	民事訴訟手続等のオンライン化	—
	督促手続のオンライン化	—
	その他(電磁的記録による管轄裁判所についての合意)	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

【近年の改正法からの出題(民事執行法)】

年 度	内 容	出題実績
H15	担保不動産収益執行	—
	民事執行法上の保全処分の強化 ・相手方を特定しないで発する売却のための保全処分 等	— ※
	競売不動産の内覧	—
	差押禁止動産	—
	養育費等の履行確保	【H24-7】
	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・承継人等を特定しないで付与する承継執行文 ・明渡しの催告	—
	間接強制	【H20-7-ア】
	動産競売	—
	財産開示	—
	裁判所内部の職務分担の合理化 ・裁判所書記官による物件明細書の作成	—
H16	最低売却価額制度の見直し	—
	その他の不動産競売手続の改善 ・剰余を生ずる見込みがない場合の措置	【H19-7-イ】
	少額訴訟債権執行制度	—
	扶養義務等に係る金銭債務についての間接強制制度	【H24-7-ア, H20-7-イ】

※ ただし、H19-7-イは、設問中において「価格減少行為」という平成 15 年改正により創設された用語を用いている(民事執行法 55 条 1 項は、「不動産の価格を減少させ、又は減少させるおそれがある行為」を「価格減少行為」と定義している。)

【近年の改正法からの出題(民事保全法)】

改正年度	改正内容	出題実績
H15	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令	【H24-6-イ, H19-6-エ】
	知的財産権関係事件の管轄等	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

③ 平成 24 年度司法書士試験の問題等

第 1 問 訴訟代理権又は訴訟代理人に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいものの組合せは**、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 訴訟代理権を欠く者がした訴訟行為を当事者が追認したときは、当該訴訟行為は、その追認の時からその効力を生ずる。【H22-1-オ, H9-2-3, H1-1-1】

訴訟代理権を欠く者がした訴訟行為は、訴訟能力を有する当事者の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずるが、法定代理権を欠く者がした訴訟行為は、訴訟能力を有する当事者の追認があっても、行為の時にさかのぼってその効力を生ずることはない。【H9-2-3】

イ 当事者がその訴訟代理人の事実に関する陳述を直ちにに取り消したときは、当該陳述は、その効力を生じない。【H9-3-2, H4-3-5, S62-6-2】

訴訟代理人の事実に関する陳述については、当事者は、いつでもこれを取り消し又は更正することができる。【H9-3-2】

ウ 当事者が数人の訴訟代理人を選任した場合において、訴訟代理人の全員が共同で代理権を行使すべき旨を定めたときは、一部の訴訟代理人が単独でした訴訟行為は、その効力を生じない。【S63-6-4】

数人の訴訟代理人があるときは、各自当事者を代理することができ、当事者がこれと異なる定めをしても、その定めは効力を生じない。【S63-6-4】

エ 訴訟代理人は、委任を受けた事件について、相手方の提起した反訴に関する訴訟行為をするには、特別の委任を受けなければならない。【S57-4-2】

被告から反訴が提起されたときには、原告の訴訟代理人は、特別の委任がなくても、これに応ずることはできる。【S57-4-2】

オ 当事者がその訴訟代理人を解任したときは、当事者又は訴訟代理人がその旨を相手方に通知しなければ、代理権の消滅は、その効果を生じない。【H9-2-4】

法定代理権の消滅は、本人又は代理人から相手方に通知しなくても、その効力を生ずるが、訴訟代理権の消滅は、本人又は代理人から相手方に通知しなければ、訴訟上その効力を生じない。【H9-2-4】

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第 2 問 A は、B に対して有する 1,000 万円の貸金債権のうちの一部の請求であることを明示して、B に対し、200 万円の支払を求める訴えを提起した。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは**、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 訴えの提起による時効中断の効力は、200 万円の範囲についてのみ生ずる。【H20-1-ウ参照】

一部請求の訴訟を提起した場合に時効の中断が生ずる範囲は、請求された当該債権の一部に限られることなく、当該債権の全体に及ぶ。【H20-1-ウ】

イ 裁判所は、審理の結果、AのBに対する貸金債権が400万円の限度で残存していると認めた場合であっても、200万円の支払を命ずる判決をしなければならない。

ウ Aの請求を全部棄却するとの判決が確定した後、Aが貸金債権の残部である800万円の支払を求めて訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されない。

エ BがAに対して有する120万円の売買代金債権を自働債権として相殺の抗弁を主張した場合において、裁判所が、審理の結果、AのBに対する貸金債権は400万円の限度で残存しており、かつ、Bの相殺の抗弁に理由があると認めたときは、裁判所は、Aの請求につき、80万円を超える額の支払を命ずる判決をしてはならない。

オ AのBに対する訴訟の係属中にBがAに対して請負代金2,000万円の支払を求める別訴を提起した場合には、当該別訴において、Aは、貸金債権の残部である800万円を自働債権として相殺の抗弁を主張することができない。【H20-1-オ参照】

一部請求の訴訟が係属中に、別訴において、当該債権の残部を自働債権とする相殺の抗弁を主張することができる。【H20-1-オ】

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第3問 弁論準備手続に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 弁論準備手続は、最初にすべき口頭弁論の期日後でなければ、行うことができない。

【H4-2-1】

裁判所は口頭弁論を開くことなく、直ちに弁論準備手続を行うことができない。【H4-2-1】

イ 弁論準備手続において当事者が申し出た者については、裁判所は、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない。

ウ 弁論準備手続の期日においては、補助参加の許否についての決定を行うことができない。

エ 弁論準備手続の期日に当事者の一方が出頭することができない場合に、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって手続を行うには、他方の当事者がその期日に出頭していなければならない。【H18-1-ウ、H13-1-5】

弁論準備手続の期日における手続は、当事者双方が欠席しても、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法によって行うことができる。【H18-1-ウ】

オ 裁判所は、決定により、受訴裁判所を構成する裁判官以外の裁判官に弁論準備手続を行わせることができる。

- 1 アイ 2 アウ **3 イエ** 4 ウオ 5 エオ

第4問 貸金返還請求訴訟における証人尋問又は当事者尋問に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 証人尋問及び当事者尋問のいずれも、当事者の申立てにより又は裁判所の職権で、することができる。【証人尋問：H16-3-エ, H10-4-1, H1-4-1, 当事者尋問：H16-3-エ, H11-2-2, H10-4-1, H2-5-5, H1-4-4, S60-7-5】

証人尋問は、当事者の申立てがなければすることができないが、当事者本人の尋問は、裁判所が職権ですることができる。【H10-4-1】

イ 裁判所は、証人尋問においては、証人の尋問に代えて書面の提出をさせることができるが、当事者尋問においては、簡易裁判所の訴訟手続に限り、当事者本人の尋問に代えて書面の提出をさせることができる。【証人尋問：H16-3-ウ, 当事者尋問：H16-3-ウ, H6-3-5】

簡易裁判所の事件においては、裁判所は、相当と認めるときは、その尋問に代え、書面の提出をさせることができる。この記述は、証人尋問又は当事者尋問に当てはまる。【H16-3-ウ改】

ウ 通常共同訴訟において、共同訴訟人A及びBのうちAのみが第一審判決に対して控訴を提起し、Bについては第一審判決が確定している場合には、Bは、Aについての控訴審において証人となることができる。

エ 宣誓能力のある限り、証人尋問における証人は、法令に特別の定めがある場合を除き、宣誓義務を負うが、当事者尋問における当事者本人は、裁判所が宣誓を命じた場合においてのみ、宣誓義務を負う。【証人尋問：H10-4-4, 当事者尋問：H10-4-4】

宣誓は、証人を尋問する場合には、法律に特別の定めがある場合を除き、これをさせなければならないが、当事者本人を尋問する場合には、裁判所が裁量によりこれをさせるかどうかを決めることができる。【H10-4-4】

オ 証人尋問及び当事者尋問のいずれについても、呼出しを受けた証人又は当事者が正当な理由なく出頭しない場合の制裁として、過料の規定が民事訴訟法に定められている。【証人尋問：H9-4-5】

正当な事由なく出頭しない証人は、過料に処せられることはあっても、罰金に処せられることはない。【H9-4-5】

- 1 アエ **2 アオ** 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第5問 民事訴訟における判決に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものは、幾つあるか。

ア 判決の言渡しは、訴訟手続の中断中にあっては、することができない。【H22-3-ア, S63-4-2】

口頭弁論が終結した後に訴訟手続が中断した場合には、裁判所は、中断中であっても、判決の言渡しをすることができる。【H22-3-7】

イ 被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないですることができる。

ウ 少額訴訟における判決の言渡しを口頭弁論の終結後直ちに行う場合には、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないですることができる。【H13-5-エ】

少額訴訟においては、判決書の原本に基づかないで判決の言渡しをすることができる。【H13-5-エ】

エ 裁判所は、判決に法令の違反があることを発見したときは、判決が確定した後であっても、変更の判決をすることができる。

オ 裁判所は、判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、当事者による申立てがない場合であっても、更正決定をすることができる。【H18-5-5, H7-2-4】

判決に明白な計算誤りがあるときは、裁判所は更正決定をすることができ、更正決定に対しては、不服を申し立てることはできない。【H18-5-5】

1 1 個 2 2 個 3 3 個 4 4 個 5 5 個

第6問 占有移転禁止の仮処分に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 占有移転禁止の仮処分命令事件について管轄権を有する裁判所は、事件の著しい遅滞を避けるために必要があるときは、管轄権を有しない他の裁判所に当該仮処分命令事件を移送することができる。

イ 占有移転禁止の仮処分命令であって、係争物が不動産であるものについては、その執行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときは、裁判所は、債務者を特定しないで、これを発することができる。【H19-6-エ】

占有移転禁止の仮処分命令であって、係争物が不動産であるものについては、その執行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときは、債務者を特定しないで、これを発することができる。【H19-6-エ】

ウ 占有移転禁止の仮処分命令のうち、係争物を執行官に保管させ、かつ、債務者の使用を許さないものについては、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。

エ 占有移転禁止の仮処分命令は、仮処分命令が債務者に送達される前であっても、その執行に着手することができる。【H20-6-ウ, H17-7-ア, H11-7-ウ】

保全執行は、保全命令が債務者に送達される前であっても、これを行うことができる。【H20-6-ウ】

オ 占有移転禁止の仮処分命令の執行後に債務者からの占有の承継によらないで目的物を占有した第三者は、その執行がされたことを知らずに占有したことを証明した場合であっても、当該仮処分命令の効力が及ぶことを免れることができない。

- 1 アイ 2 アウ 3 **イエ** 4 ウオ 5 エオ

第7問 AとBは、婚姻中に長男Cをもうけたが、平成23年5月31日、家庭裁判所の家事調停において、①離婚をしてCの親権者をAとすること及び②Cが成人に達するまでの間、BがCの養育費として毎月末日限り8万円をAに対して支払うことを合意し、その旨が調停調書に記載された。Bは、D社に勤務して月額40万円の給料(所得税、住民税及び社会保険料を控除した手取り額)を得ているが、E社に対し、貸金債務を負担している。Bは、Cの養育費につき平成24年3月分までは支払ってきたが、同年4月分から6月分までの3か月分の支払を怠った。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aは、養育費に係る金銭債権の強制執行として、BのD社に対する給料債権を差し押さえることはできるが、間接強制の方法によることはできない。【H20-7-イ】

金銭債権についての強制執行は、間接強制の方法によることができない。【H20-7-イ】

イ BのD社に対する給料債権をAが差し押さえた後、当該給料債権につき転付命令を申し立てた場合において、Aの申立てに係る転付命令がD社に送達される前に、E社がBに対する貸金債権の回収のため、当該給料債権を差し押さえたときであっても、転付命令の効力が生じ、Aは、当該給料債権を有効に取得することができる。【H15-7-オ、H12-6-オ】

一般債権者の甲が転付命令を得、その転付命令が第三債務者に送達される時までに、転付命令に係る金銭債権について、他の一般債権者の乙が差押えをしたときは、転付命令は、その効力を生じない。

【H15-7-オ】

ウ Aは、Bが支払を怠った3か月分の養育費だけでなく、期限が到来していない平成24年7月分以降の養育費についても、債権執行を開始することができる。

エ BのD社に対する給料債権をAが差し押さえたところ、D社は、差し押さえられた給料債権の額に相当する金銭を供託した。この場合において、E社は、その後に配当要求をしたとしても、当該供託金につき配当を受けることはできない。

オ Aは、Bの毎月の給料の額のうち10万円を超える部分を差し押さえることはできない。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 **ウエ** 5 エオ

(6) 司法書士法

① 出題傾向

司法書士法 22 条及び 41 条の出題

② 対策

司法書士法の理解及び暗記

③ 平成 24 年度司法書士試験の問題等

第 8 問 司法書士の業務のうち、裁判所に提出する書類を作成する事務を行う業務（以下「裁判書類作成業務」という。）に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 司法書士は、裁判書類作成業務の受任を特定の者から依頼されたもののみに限定することはできない。【H21-8-イ】

司法書士は、正当な事由がある場合であっても、業務（ただし、簡裁訴訟代理等関係業務に関するものを除く。）に関する依頼を拒むことができない。【H21-8-イ】

イ 社員が 3 人ある司法書士法人において、社員である A のみが社員となる前に個人の司法書士として X の依頼を受けて裁判書類作成業務を受任していた場合には、当該司法書士法人が当該裁判書類作成業務に係る事件の X の相手方である Y から受任した当該事件に関する裁判書類作成業務について、社員である A が担当することはできない。

ウ 司法書士法人が X の依頼を受けて受任した裁判書類作成業務について、当該司法書士法人の使用人として自らこれに関与した司法書士は、X が同意した場合には、当該裁判書類作成業務に係る事件の X の相手方である Y から、個人の司法書士として当該事件に関する裁判書類作成業務を受任することができる。【H23-8-ウ、H18-8-7 参照】

司法書士法人の使用人である司法書士は、当該司法書士法人の業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人が A の依頼を受けて B に対する売買代金請求事件の訴状を作成する業務を行った事件であって、自らこれに関与したものについては、当該業務の終了後又は当該法人を脱退した後であっても、個人として B の依頼を受けて当該事件の答弁書を作成する業務を行うことはできない。【H23-8-ウ】

エ 司法書士は、最高裁判所が上告裁判所となるとときであっても、その上告状を作成する事務を行う業務を受任することができる。

オ 複数の従たる事務所を有する司法書士法人は、ある従たる事務所において X の依頼を受け

て裁判書類作成業務を受任していた場合にあって、他の従たる事務所においてであれば、当該裁判書類作成業務に係る事件のXの相手方であるYから、当該事件に関する裁判書類作成業務を受任することができる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

(7) 供託法

① 出題傾向

供託規則、弁済供託及び執行供託＋担保(保証)供託の出題

② 対策

上記論点の理解及び暗記

* 平成 24 年の供託規則の改正

③ 平成 24 年度司法書士試験の問題等

第 9 問 供託物の払渡請求に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 供託物の払渡請求者が供託物払渡請求書に利害関係人の承諾書を添付すべき場合には、当該承諾書に押された印鑑に係る印鑑証明書であって払渡請求の日前 3 か月以内に作成されたものを併せて添付しなければならない。【H18-9-ウ】

供託物払渡請求書に利害関係人の承諾書を添付すべき場合には、当該承諾書に押された印鑑に係る印鑑証明書（当該承諾書の作成前 3 か月以内又は当該承諾書の作成後に作成されたものに限る。）を併せて添付しなければならない。【H18-9-ウ】

イ 供託物の払渡請求者が自ら供託物の取戻しを請求する場合において、供託をする際に提示した委任による代理人の権限を証する書面であって当該払渡請求者が供託物払渡請求書に押した印鑑と同一の印鑑を押したものを供託物払渡請求書に添付したときは、供託物払渡請求書に印鑑証明書を添付することを要しない。

ウ 供託物が有価証券である場合には、供託物の払渡請求者は、供託物払渡請求書 2 通を提出しなければならない。

エ 供託物の払渡請求者が個人である場合において、その者が提示した運転免許証により、その者が本人であることを確認することができるときは、供託物払渡請求書に印鑑証明書を添付することを要しない。

オ 委任による代理人によって供託物の払渡しを請求する場合には、代理人の権限を証する書面を提示すれば足り、供託物払渡請求書にこれを添付することを要しない。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第 10 問 受領拒絶を原因とする弁済供託に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 建物の賃借人は、賃料の増額請求を受けた場合において、賃貸人から従来の賃料の受領をあらかじめ拒まれ、目下係争中であるときは、現実の提供又は口頭の提供をすることなく、受領を拒まれた後に発生した賃料を供託することができる。【H19-9-オ, S63-11-1】

賃貸人が賃料の増額請求をした場合において、あらかじめ賃貸人が賃借人の提供する賃料の受領を拒否し、現に係争中であるときは、賃借人は、現実の提供及び口頭の提供をすることなく、従来の賃料の額を供託することができる。【H19-9-オ】

イ 建物の賃借人は、賃料の増額請求を受けた場合において、賃料の支払日を数箇月過ぎた後、賃貸人に従来の賃料の元本のみを提供して賃貸人からその受領を拒まれたときは、当該賃料の支払日の翌日から供託日までの遅延損害金を付して、当該賃料を供託することができる。

ウ 建物の賃借人は、台風で破損した当該建物の屋根の一部の修理を賃貸人から拒まれたため自己の費用で修理をした場合において、賃貸人に賃料と当該修理代金とを相殺する旨の意思表示をした上、相殺後の残額を提供して賃貸人からその受領を拒まれたときは、相殺後の残額を供託することができる。

エ 金銭消費貸借契約における借主は、弁済期前に、貸主に貸金の元本及び弁済期までの利息を提供して貸主からその受領を拒まれた場合には、当該貸金の元本及び弁済期までの利息を供託することができる。【H11-10-5, H6-10-5, H5-10-3, S63-11-3, S61-14-1】

利息及び弁済期の定めのある金銭消費貸借契約の債務者は、弁済期が未到来の場合であっても、その受領を拒否されたときは、借入金額及び弁済期までの利息を提供して弁済供託をすることができる。【H11-10-5】

オ 建物の賃借人は、賃貸人が死亡した場合において、賃貸人の死亡後に発生した賃料をその相続人 2 名のうち 1 名に提供して当該 1 名の相続人からその受領を拒まれたときは、賃料の全額を供託することができる。【H20-9-オ, H5-10-2】

家主が死亡し、共同相続人がその地位を承継している場合において、借家人が家賃全額を家主の共同相続人の一人に提供し、その受領を拒否されたときは、当該借家人は、当該共同相続人一人を被供託者として家賃全額を供託することができる。【H20-9-オ】

1 アイ 2 アウ **3 イオ** 4 ウエ 5 エオ

第 11 問 執行供託等に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア AがBに対して有する 100 万円の金銭債権につき，Cからの強制執行による差押え(差押金額 60 万円)がされた後，Dからの当該差押えに係る金銭債権についての配当要求(請求債権額 100 万円)がされた場合には，Bは，100 万円を供託しなければならない。

【H8-11-3】

金銭債権の一部に対する差押命令の送達後，配当要求があった旨を記載した文書の送達を受けた第三債務者は，その債権の全額に相当する金銭を供託しなければならない。【H8-11-3】

イ 仮処分解放金の供託書には，被供託者を記載することを要しない。

ウ AがBに対して有する 100 万円の金銭債権につき，C税務署長からの滞納処分による差押え(差押金額 50 万円)がされた後，Dからの強制執行による差押え(差押金額 40 万円)及びEからの強制執行による差押え(差押全額 30 万円)がされた場合には，Bは，100 万円を供託しなければならない。

エ 裁判上の担保供託の取戻請求権に対して差押えが競合した場合であっても，供託官は，供託金取戻請求に応ずることができるときまでは，その事情を裁判所に届け出ることを要しない。

オ 仮差押解放金の供託においては，有価証券を供託物とすることができない。【S56-11-3】

民事保全法第 22 条に規定する「仮差押解放金」の供託は，必ず金銭でなければならない。

【S56-11-3】

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

(8) 不動産登記法(択一式問題)

① 出題傾向

(a) 頻出論点の枠

不動産登記法の択一式問題では、司法書士試験で出題される科目のうち、最も「頻出論点の枠」が多い。

【不動産登記法の頻出論点】

	論点	出題年度・問題番号
①	相続登記	H12-23, H13-12, H14-23, H15-18, H15-21, H15-25, H16-26, H17-12, H17-12, H19-13, H20-24, H22-25
②	抵当権の登記	H12-16, H12-18, H13-16, H13-19, H13-23, H14-11, H14-16, H15-12, H16-18, H16-19, H17-22, H17-26, H18-22, H18-23, H19-18, H20-20, H21-25, H23-18, H23-19
③	根抵当権の登記	H12-12, H12-13, H13-17, H13-27, H14-20, H15-26, H16-20, H17-19, H18-22, H19-19, H20-21, H21-26, H22-17, H23-20, H24-20, H24-21
④	用益権の登記	H12-17, H13-25, H14-21, H15-23, H16-16, H17-23, H17-27, H18-16, H18-17, H18-27, H20-23, H22-16, H23-16, H23-17
⑤	登録免許税	H12-11, H13-11, H14-18, H16-25, H17-18, H18-24, H19-17, H20-19, H21-24, H23-27, H24-27
⑥	登記上の利害関係を有する第三者	H13-13, H14-22, H15-15, H16-27, H17-21, H18-15, H19-25, H21-17
⑦	仮登記	H13-21, H14-12, H15-17, H16-13, H17-21, H19-23, H20-25, H21-19, H22-12, H23-22, H24-22
⑧	判決による登記	H12-26, H13-26, H15-13, H18-21, H19-15, H20-26, H22-24
⑨	区分建物の登記	H12-11, H13-24, H15-19, H18-25, H19-20, H22-20, H23-15, H24-19
⑩	信託の登記	H12-25, H14-25, H16-15, H21-20, H23-21

- (b) 総論（各論的総論を除く。）からの出題【H24-14(電子申請), H24-16(登記識別情報の通知), H24-25(登記が完了した旨の通知), H24-26(審査請求)】

* H23 における出題実績(合計 7 問)

【H23-12, H23-13, H23-14, H23-23, H23-24, H23-25, H23-26】

- (c) 出題形式の充実【H24-13(表形式問題), H24-18(登記記録問題), H24-20(登記記録問題), H24-21(表形式問題), H24-23(登記記録問題)】

* 登記記録問題の二分化

- ① ある登記記録の記録を前提とするもの【H24-20, H24-23】
- ② 完了後の登記記録の記録を問うもの【H24-18】

② 対策

- (a) 過去問の徹底的な演習及び分析
- (b) 過去問数が少ない総論の分野(特に平成 16 年の改正事項)の対策
- (c) 不動産登記関係法令等の理解及び暗記

* 不動産登記関係法令等とは, ①不動産登記法, ②不動産登記令, ③不動産登記規則, ④不動産登記事務取扱手続準則, ⑤不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて(通達)(平 17. 2. 25 民二 457 号)及び⑥不動産登記記録例について(通達)(平 21. 2. 20 民二 500 号)をいう。

③ 平成 24 年度司法書士試験の問題等

第 12 問 いわゆる権利能力なき社団名義による不動産登記の可否について, 学生 A 及び学生 B が以下の見解を有している。

学生 A の見解 権利能力なき社団名義による登記を認める見解

学生 B の見解 権利能力なき社団名義による登記を認めず, 権利能力なき社団の代表者の肩書のない個人名義による登記のみを認める見解

次のアからオまでの記述は, 学生 A 又は学生 B の一方が他方の見解について述べたものであるが, 各記述のうち, 「**私の見解**」が**学生 B の見解を指すものとして最も適切なもの**の組合せは, 後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 私の見解に比べ, あなたの見解は, 民事訴訟法において権利能力なき社団に訴訟上の当事者能力が認められていることと整合しにくい。

イ 私の見解に比べ, あなたの見解は, 権利能力なき社団と関係のない個人の債務の引当てのために権利能力なき社団の財産が差し押さえられる危険がより生じやすくなるのではないか。

ウ 私の見解に比べ, あなたの見解は, 権利能力なき社団の存在や代表権限の有無については, 公的な情報による確認が難しいことからすると, 形式的審査主義の下では架空名義の

登記を防ぎにくくなる点で、不合理ではないか。

エ 私の見解に比べ、あなたの見解は、権利能力なき社団に登記の申請をすることを認める規定が不動産登記法に存在しないことと整合しにくい。

オ 私の見解は、あなたの見解に比べ、不動産に関する権利が実質的には権利能力なき社団に帰属する点をより重視している。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ **5 ウエ**

第 13 問 次のアからオまでの記述のうち、A 欄に掲げる登記の申請又は嘱託がされた場合において、当該登記において登記記録に記録される B 欄に掲げる者が二人以上あるときに、**当該 B 欄に掲げる者について登記記録に持分の記録がされないものは、幾つあるか。**

	A 欄	B 欄
ア	<u>一部譲渡による根抵当権の一部移転の登記</u>	<u>根抵当権者</u>
イ	賃借権の移転の登記	賃借権者
ウ	表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記	所有者
エ	<u>処分禁止の仮処分の登記</u>	<u>債権者</u>
オ	<u>信託の登記</u>	<u>受託者</u>

ア 【H2-17-1】

一部譲渡を登記原因とする根抵当権の一部移転の登記を申請するときは、申請情報の内容として持分を提供しなければならない。【H2-17-1】

ウ 【H2-17-3 参照】

権利能力なき社団が所有する不動産について、複数の代表者名義で所有権の保存の登記を申請するときは、申請情報の内容として持分を提供しなければならない。【H2-17-3】

エ 【H2-17-5】

処分制限の登記を嘱託する場合において、登記権利者が複数あるときは、嘱託情報の内容として持分を提供することを要しない。【H2-17-5】

オ 【H12-25-1, H7-17-2, H2-17-2】

A 及び B を共同受託者とする信託の登記を申請する場合、申請情報の内容として A 及び B の持分を提供しなければならない。【H12-25-1】

1 1 個 2 2 個 **3 3 個** 4 4 個 5 5 個

第 14 問 電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請（以下「電子申請」という。）に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのう

ちどれか。

なお、不動産登記令附則第 5 条に規定する添付情報の提供方法に関する特例(特例方式)については、考慮しないものとする。【H23-13, H20-27】

【参考一電子申請、特例方式及び書面申請の比較】

	電子申請	特例方式	書面申請
原本還付の可否	不可	可(規附 24Ⅱ)	可(規 55Ⅰ)
申請書等の還付	不可	可(規附 24Ⅰ) ※1	可(規 38Ⅲ本, 39Ⅲ前)
補正の方法	電子(規 60Ⅱ①)	電子・書面(規附 24Ⅲ)	書面(規 60Ⅱ②)
取下げの方法	電子(規 39Ⅰ①)	電子(規 39Ⅰ①)	書面(規 39Ⅰ②)
事前通知の方法	書面(規 70Ⅰ)	書面(規 70Ⅰ)	書面(規 70Ⅰ)
事前通知の申出	電子(規 70Ⅴ①)	電子・書面(規附 25) ※2	書面(規 70Ⅴ②)

※1 添付情報に限られる(規附 24Ⅰ参照)。

※2 代理人による申請で、委任状が書面を提出する方法により提出された場合に限ってすることができる(平 20.1.11 民二 57 号)。

ア 登記識別情報の通知を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記識別情報が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から 30 日以内に自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記識別情報を記録しない場合には、登記官は、登記識別情報を通知することを要しない。

イ 登記官は、申請人が電子申請により所有権の移転の登記の申請をする場合において、登記義務者の登記識別情報を提供することができないときは、登記義務者に対し、当該申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときはその旨の申出をすべき旨を電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。【H23-13-イ, H20-27-ウ, H17-16-イ】

電子情報処理組織を使用する方法で不動産登記の申請の手続をした場合であっても、事前通知は、書面を送付してされ、登記義務者から申請の内容が真実である旨の申出も、書面であることを要する。【H23-13-イ】

ウ 電子申請の取下げは、法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請を取り下げる旨の情報を登記所に提供する方法によってしなければならない。【H20-27-ウ】

次の対話は、電子情報処理組織を使用する方法での不動産登記の申請等の手続(以下本問において「電子申請」という。)に関する A と B との対話である。

A: 次に、電子申請によって不動産登記の申請をする場合において、登記識別情報を提供することができないことから事前通知の手続によるときは、書面申請の場合と同様に、書面で通知されるけれど、このほかに、電子申請であっても書面で行う手続にはどのようなものがあるかな。

B：ウ 却下決定書の交付や取下げの申出があります。【H20-27-ウ】

エ 電子申請をした申請人は、申請に係る登記が完了するまでの間、申請情報及びその添付情報の受領証の交付を請求することができる。

オ 電子申請をした申請人は、申請情報に併せて提供した添付情報の還付を請求することができない。【H17-17-オ】

電子申請をする場合において、申請情報と併せて提供した添付情報は、登記が完了する前に限り、原本還付の請求をすることができる。【H17-17-オ】

1 アイ 2 アオ 3 **イエ** 4 ウエ 5 ウオ

第 15 問 代位による登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ただし、オの場合を除き、判決による登記については、考慮しないものとする。

ア 受託者が信託の登記を申請しない場合には、受益者は、受託者に代位して、信託の登記を単独で申請することができる。【H21-20-ウ, H16-15-イ, H14-25-イ, H7-17-5, H1-19-1, S61-18-2】

信託財産の原状回復の場合における信託の登記は、受益者又は委託者は受託者に代位して申請することができ、この場合には、その原状回復に係る所有権の移転の登記の申請と同一の申請情報によらずに、信託の登記のみの申請をすることができる。【H16-15-イ】

イ 表題登記のみがされている敷地権付き区分建物を表題部所有者が売却するとともに、売買代金を担保するために買受人との間で抵当権設定契約を締結した場合において、買受人が当該区分建物について所有権の保存の登記をしないときは、表題部所有者は、買受人に代位して、買受人名義の所有権の保存の登記を単独で申請することができる。【H12-15-ア】

売主である公団が敷地権付き区分建物を売却し、その売却代金債権を被担保債権として抵当権の設定を受けた場合、公団は、抵当権設定登記請求権を代位原因として、代位によって買主名義への所有権の保存の登記を囑託することができる。【H12-15-ア】

ウ 根抵当権設定者の根抵当権者に対する元本の確定請求によって元本が確定した後、当該根抵当権の被担保債権を代位弁済した者は、根抵当権者に代位して、元本の確定の登記を単独で申請することができる。【H12-15-オ参照】

根抵当権の担保すべき元本が確定した後、代位弁済を登記原因として根抵当権の移転の登記を申請する場合において、根抵当権設定者がその前提である元本の確定の登記の申請に協力しないときは、代位弁済者は、根抵当権者に代位して根抵当権設定者に対して元本の確定の登記手続を命ずる判決を得ることにより、代位により単独で元本の確定の登記を申請することができる。【H12-15-

カ]

エ 抵当権者は、債務者の住所に変更が生じた場合には、抵当権設定者である所有権の登記名義人に代位して、債務者の住所の変更の登記を単独で申請することができる。【H12-18-1, S63-20-3】

抵当権の実行による差押えの登記をする際に債務者の表示が変更されていた場合、抵当権者は、債権者代位により変更の登記を申請することができる。【H12-18-1】

オ 債務者がした抵当権の設定行為が詐害行為に当たるとして、これを取り消し、抵当権の設定の登記の抹消手続を抵当権者に命ずる確定判決を得た債権者は、抵当権設定者である所有権の登記名義人に代位して、抵当権の設定の登記の抹消を単独で申請することができる。【H22-24-ウ】

A名義の不動産にBを抵当権者、Aを債務者とする抵当権の設定の登記がされている場合において、Aの債権者Cが、当該抵当権の設定契約を詐害行為を理由として取り消し、当該登記の抹消登記手続をBに対して命じる旨の確定判決を得たときは、Cは、Aに代位して、単独で当該登記の抹消を申請することができる。【H22-24-ウ】

1 アウ 2 **アオ** 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第 16 問 登記識別情報の提供に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

【登記識別情報の出題実績】

H17-13	通知	H23-12	通知
H18-18	提供	H24-16	提供
H20-13	通知	H25	

ア 抵当権の設定の登記をした不動産の所有権を抵当権者が取得したことにより、混同を原因として当該抵当権が消滅した場合において、抵当権の設定の登記の抹消を申請するときは、申請人は、抵当権の設定の登記の際に通知された登記識別情報を提供しなければならない。【H21-25-ウ, H19-12-エ, H8-20-エ, H3-16-4】

抵当権者が売買によりその抵当権の目的である不動産の所有権を取得した場合において、混同を原因として抵当権の登記を抹消するときは、登記権利者と登記義務者が同一人であっても、登記義務者の権利に関する登記識別情報を提供して申請しなければならない。【H21-25-ウ】

イ 抵当権の設定の登記がされた後に当該登記に債務者として記録されている者が死亡し、共同相続人がその債務を相続した場合において、抵当権の変更の登記を申請するときは、

申請人は、抵当権の登記名義人に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

【H4-22-4】

抵当権の設定の登記がされた後に債務者が死亡し、共同相続人間の遺産分割協議により共同相続人の一人が当該抵当権の債務の全額を引き受けた場合において、相続を登記原因とする抵当権の変更の登記を申請するときは、所有権に関する登記識別情報を提供することを要する。【H4-22-4】

ウ 代物弁済を登記原因とする所有権移転請求権の仮登記がされている場合において、所有権移転請求権の移転の登記を申請するときは、申請人は、所有権移転請求権の仮登記の登記名義人に通知された登記識別情報を提供しなければならない。【H22-27-オ, H8-20-イ, H4-22-1, S63-19-1】

停止条件付きの売買契約に基づいて所有権の移転請求権の仮登記がされている場合において、売買契約上の買主の地位の譲渡を受けた者がその仮登記の移転の登記を申請するときは、当該仮登記の登記識別情報を提供しなければならない。【H8-20-イ】

エ 破産管財人が破産財団に属する不動産を任意売却する場合において、所有権の移転の登記を申請するときは、申請人は、所有権の登記名義人に通知された登記識別情報を提供しなければならない。【H18-18-イ, H9-12-ア, H7-25-オ, S63-19-4, S57-30-1】

破産管財人が破産者所有の不動産を売却し、裁判所の許可を得たことを証する情報を提供して、その所有権の移転の登記を申請する場合には、登記義務者の登記識別情報を提供することは要しない。【H18-18-イ】

オ 信託財産に属する不動産を受託者の固有財産に属する財産とした場合において、受託者の固有財産となった旨の登記及び信託の登記の抹消を申請するときは、申請人は、所有権の登記名義人である受託者に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第 17 問 登記名義人の住所又は氏名の変更の登記に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、誤っているものは、どれか。

1 相続を登記原因とし、胎児を登記名義人とする所有権の移転の登記をした場合において、その胎児が生きて生まれたときは、出生を登記原因としてその氏名の変更の登記の申請をすることができる。【H15-27-オ】

次の対話は、胎児による登記の申請に関する教授と学生との間の対話である。

教授： その胎児が生まれた後は、どのような登記を申請することになりますか。

学生： 生きて生まれた場合には、その子の氏名及び住所を記録するために登記名義人の表示の変更の登記を申請する必要がありますし、死んで生まれた場合には、相続による所有権の移転

の登記の更正の登記を申請する必要があります。【H15-27-オ】

- 2 本店移転を登記原因とする株式会社である登記名義人の住所の変更の登記の申請をする場合には、住所の変更を証する情報として提供する登記事項証明書は、作成後 3 か月以内のものであることを要しない。
- 3 登記名義人が数回にわたって住所を移転している場合には、その最後の住所移転の日付のみを登記原因の日付として登記名義人の住所の変更の登記を申請することができる。
- 4 表題部所有者が住所を移転し、表題部に記載された住所と現在の住所とが異なることになった場合であっても、表題部所有者は、住所の変更を証する情報を提供して、表題部所有者の住所の変更の登記をしないで、直ちに所有権の保存の登記を申請することができる。
- 5 判決によって所有権の移転の登記を申請する場合において、判決書正本に登記義務者である被告の住所として登記記録上の住所と現在の住所とが併記されているときは、所有権の登記名義人の住所の変更の登記をしないで、直ちに所有権の移転の登記を申請することができる。【H4-24-2 参照】

登記権利者が和解調書に基づく単独で所有権の移転の登記を申請する場合において、当該和解調書上における登記義務者の表示として、登記記録上の住所と現在の住所が併記されているときは、当該登記名義人の住所の変更の登記を申請することを要しない。【H4-24-2】

【未出の重要実例】

和解調書に基づいて登記権利者より抵当権の登記の抹消を申請する場合において、登記義務者の登記記録上の住所と現住所が当該和解調書に併記されているときは、変更証明情報の提供を省略することができる（登記研究 747 号 P 67）。

第 18 問 更正の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、A 欄に掲げる登記記録(抜粋)について、B 欄に掲げる登記記録(抜粋)のように更正の登記を申請することができないものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

(注) 正解を構成する設問を示すための下線は、省略した。

	A 欄	B 欄
ア	甲区 1 番 所有権保存 共有者 持分 3 分の 1 A 3 分の 1 B 3 分の 1 C	甲区 1 番付記 1 号 1 番所有権更正 原因 錯誤 共有者 持分 2 分の 1 B 2 分の 1 C

イ	甲区 2 番 所有権移転 原因 平成何年何月何日相続 <u>所有者 A</u> 2 番付記 1 号 2 番所有権更正 原因 錯誤 共有者 持分 2 分の 1 A 2 分の 1 B	甲区 2 番付記 2 号 2 番所有権更正 原因 錯誤 所有者 B
ウ	甲区 2 番 所有権移転 原因 平成何年何月何日信託 受託者 A	甲区 2 番付記 1 号 2 番所有権更正 原因 錯誤 原因 売買 所有者 A
エ	甲区 2 番 所有権移転請求権仮登記 原因 平成何年何月何日売買予約	甲区 2 番付記 1 号 2 番仮登記更正 原因 錯誤 登記の目的 所有権移転仮登記 原因 売買
オ	乙区 1 番 抵当権設定 債務者 A	乙区 1 番付記 1 号 1 番抵当権更正 原因 錯誤 債務者 B

ウ 【H6-23-ウ】

信託を登記原因として委託者 A から受託者 B 名義に所有権の移転の登記がされている場合に、錯誤を登記原因として登記原因を売買とする更正の登記を申請することができる。【H6-23-ウ】

エ 【S60-23-5, S59-22-2】

所有権の移転請求権の仮登記を所有権の移転の仮登記に更正する登記を申請することができる。

【S60-23-5】

オ 【H17-20-ア, H6-23-イ】

抵当権の登記について、債務者を設定者自身から設定者以外の者とする更正の登記を申請することができる。【H17-20-ア】

1 アエ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 ウオ

第 19 問 区分建物の登記記録の表題部の「敷地権の表示」欄中の「原因及びその日付」欄に「平成 24 年 6 月 15 日敷地権」と記録されている場合について、次の 1 から 5 までの登記のうち、**その申請をすることができないものは、どれか。**

(注) 過去の出題された設問の記載は省略した。

- 1 区分建物のみ「平成 24 年 6 月 1 日売買」を登記原因とする所有権の移転の仮登記【H15-19-エ, H7-23-ウ】
- 2 区分建物のみを目的とする「平成 24 年 6 月 1 日設定」を登記原因とする質権の設定の登記【H23-15-ア】
- 3 区分建物のみ「平成 24 年 6 月 1 日相続」を登記原因とする所有権の移転の登記【H18-25-オ】
- 4 区分建物のみを目的とする「平成 24 年 6 月 1 日設定」を登記原因とする賃借権の設定の登記【H15-19-ウ, H7-23-ア, S63-26-2】
- 5 敷地権の目的である土地の地下を目的とする「平成 24 年 6 月 20 日設定」を登記原因とする地上権の設定の登記【H19-20-ウ, H11-27-イ, H2-18-2】

第 20 問 登記記録に次のような記録(抜粋)がある土地についてされる登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。**

ただし、乙区 1 番から 3 番までの根抵当権は、いずれも、元本が確定していないものとする。

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成 10 年 2 月 2 日 第 11111 号	原因 平成 10 年 2 月 2 日売買 所有者 A
2	所有権移転	平成 20 年 5 月 1 日 第 3232 号	原因 平成 20 年 5 月 1 日売買 共有者 持分 3 分の 2 D 3 分の 1 E

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 する 事 項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成 15 年 4 月 1 日 第 2111 号	原因 平成 15 年 4 月 1 日設定 極度額 金 3,000 万円 債務者 A

			根抵当権者 B C
2	根抵当権設定	平成 22 年 11 月 1 日 第 15555 号	原因 平成 22 年 11 月 1 日設定 極度額 金 1,000 万円 債務者 D E 根抵当権者 F G
3	根抵当権設定	平成 23 年 1 月 11 日 第 111 号	原因 平成 23 年 1 月 11 日設定 極度額 金 2,000 万円 債務者 D 根抵当権者 H

ア 甲区 2 番の所有権について、D 及び E の持分をそれぞれ 2 分の 1 ずつに更正する登記を申請する場合には、申請情報と併せて、F、G 及び H の同意を証する情報を提供することを要しない。【H6-23-ア, H2-19-5】

A B 共有(A 持分 5 分の 3, B 持分 5 分の 2)の土地について、甲を抵当権者とする抵当権の設定の登記がされている場合に、A の持分を 5 分の 1, B の持分を 5 分の 4 とする更正の登記を申請するときは、甲の承諾を証する情報を提供しなければならない。【H6-23-ア】

イ 乙区 1 番の根抵当権について、B の権利を I に譲渡する共有者の権利の移転の登記を申請する場合には、申請情報と併せて、C の同意を証する情報並びに D 及び E の承諾を証する情報を提供しなければならない。【H20-21-イ, H6-13-エ】

根抵当権が共有されている場合において、その共有者の権利の全部譲渡を共有者以外の者にするときは、根抵当権の共有権の移転の登記の申請においては、登記の申請情報には、根抵当権の設定者の承諾情報に加えて、他の共有者の同意を証する情報を提供しなければならない。【H20-21-イ】

ウ 乙区 1 番の根抵当権について、B が C に先立って弁済を受けるべき旨の優先の定めを登記を申請する場合には、申請情報と併せて、D 及び E の承諾を証する情報を提供しなければならない。【H9-23-エ, H6-13-ウ, S63-17-1, S58-15-3】

元本の確定前に、根抵当権の共有者のうちある者が他の者に先立って弁済を受ける旨の優先の定めを登記を申請する場合には、申請情報と併せて根抵当権設定者が承諾したことを証する情報を提供しなければならない。【H6-13-ウ】

エ 乙区 2 番の根抵当権について、F が G に先立って弁済を受けるべき旨の優先の定めを登記を申請する場合には、申請情報と併せて、H の承諾を証する情報を提供しなければならない。【H6-13-ウ】

記を申請する場合には、申請情報と併せて、F に通知された登記識別情報を提供することを要しない。【S63-17-3】

優先の定めの登記の申請においては、根抵当権の登記名義人全員の登記識別情報を提供しなければならない。【S63-17-3】

オ 乙区 3 番の根抵当権について、根抵当権者Hを分割会社とする会社分割があったことを登記原因とする根抵当権の一部移転の登記を申請する場合には、申請情報と併せて、D 及びE の承諾を証する情報を提供しなければならない。【H23-20-エ】

A が所有する不動産に B 株式会社を根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がされていた場合において、B 株式会社を吸収分割会社、C 株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割があったときは、B 株式会社から C 株式会社への会社分割を登記原因とする根抵当権の一部移転の登記には、A の承諾を証する情報を提供することを要しない。【H23-20-エ】

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第 21 問 乙区 1 番に元本の確定前の根抵当権の設定の登記がされている甲土地について、**第 1 欄**に掲げる事由が生じた場合に、**第 2 欄**に掲げる登記の目的並びに登記原因及びその日付で登記の申請をすることができるものは、次の 1 から 5 までの記述のうちどれか。

	第 1 欄	第 2 欄
1	甲土地が A 及び B の共有である場合において、根抵当権者からの元本の確定請求の通知が、A には平成 24 年 5 月 28 日に到達し、B には同月 31 日に到達した。	登記の目的：1 番根抵当権元本確定 登記原因及びその日付：平成 24 年 5 月 28 日確定
2	平成 24 年 6 月 8 日に 1 番根抵当権の債務者を分割会社とする会社分割があり、同月 15 日に債務者でない根抵当権設定者から会社分割による元本の確定請求があった。	登記の目的：1 番根抵当権元本確定 登記原因及びその日付：平成 24 年 6 月 15 日確定
3	平成 24 年 6 月 8 日に 1 番根抵当権の全部譲渡の契約がされ、同月 15 日に根抵当権設定者の承諾が得られた。	登記の目的：1 番根抵当権移転 登記原因及びその日付：平成 24 年 6 月 8 日譲渡
4	平成 24 年 6 月 15 日に 1 番根抵当権の被担保債権について第三者による免責的債務引受けがあった。	登記の目的：1 番根抵当権変更 登記原因及びその日付：平成 24 年 6 月 15 日免責的債務引受

5	1 番根抵当権について、乙土地と共同担保である旨の登記がされている場合において、平成 24 年 5 月 15 日に元本が確定し、同年 6 月 8 日に、乙土地について、物上保証人である根抵当権設定者から根抵当権の消滅請求があった。	登記の目的：1 番根抵当権元本確定 登記原因及びその日付：平成 24 年 5 月 15 日確定 登記の目的：1 番根抵当権抹消 登記原因及びその日付：平成 24 年 6 月 8 日消滅請求

4 【H16-18-エ】

被担保債権について第三者による免責的債務引受けがあった場合において、当該担保権が、抵当権であるときは「年月日免責的債務引受」を登記原因として債務者の変更の登記を申請することができ、根抵当権であるときは「年月日変更」を登記原因として債務者の変更の登記を申請することができる。【H16-18-エ】

第 22 問 仮登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 抵当権の設定の仮登記を申請する場合には、抵当権の設定に関する登記原因証明情報を提供することを要しない。【H22-27-ウ】

(省略) 【H22-27-ウ】

イ 所有権の移転の仮登記をした後でも、買戻しの特約の仮登記を申請することができる。【H17-15-ア, H1-18-5, S61-27-2】

買戻しの特約の登記は、所有権の移転の登記と同時に申請しなければならないが、買戻しの特約の仮登記は、所有権の移転の仮登記と同時に申請することを要しない。【H17-15-ア】

ウ 共同根抵当権を設定した場合には、その仮登記を申請することができる。【S59-28-2】

共同根抵当権の設定の仮登記をすることはできない。【S59-28-2】

エ 抵当権の設定の仮登記の登記権利者が死亡した場合の相続を登記原因とする当該仮登記の移転の登記は、仮登記でされる。

オ 相続を登記原因とする所有権の移転の仮登記を申請するために、「平成何年何月何日相続を原因とする所有権の移転の仮登記をせよ。」との仮登記を命ずる処分の申立てをすることができる。【H7-19-ア, S62-16-1 参照】

所有権の移転の仮登記は、相続を登記原因として申請することはできない。【H7-19-ア】

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 **イエ** 5 エオ

第 23 問 登記記録に次のような記録(抜粋)のある農地に関する下記のアからオまでの登記のうち、

当該登記の申請の際に農地法所定の許可があったことを証する情報の提供を要しなかったものを全て挙げている組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和 50 年 1 月 31 日 第 11111 号	原因 昭和 40 年 2 月 1 日相続 所有者 A
2	所有権移転	平成 20 年 4 月 1 日 第 22222 号	原因 昭和 62 年 4 月 1 日時効取得 所有者 B
3	所有権移転	平成 20 年 10 月 1 日 第 55555 号	原因 平成 20 年 5 月 1 日相続 所有者 C
4	所有権移転	平成 22 年 9 月 1 日 第 33333 号	原因 平成 21 年 12 月 1 日死因贈与 所有者 E
5	所有権移転	平成 22 年 10 月 1 日 第 55555 号	原因 平成 22 年 10 月 1 日売買 所有者 F
6	5 番所有権抹消	平成 22 年 11 月 1 日 第 66666 号	原因 平成 22 年 11 月 1 日合意解除

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成 21 年 4 月 1 日 第 44444 号	原因 平成 21 年 4 月 1 日設定 極度額 金 1 億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 C 根抵当権者 D
2	賃借権設定	平成 23 年 11 月 1 日 第 88888 号	原因 平成 23 年 9 月 1 日設定 賃料 1 月金 5 万円 存続期間 10 年 賃借権者 G

ア 甲区 2 番の所有権の移転の登記【H14-15-ア, H9-26-5, H3-29-ア, S61-30-4】

(省略)【H14-15-ア】

イ 甲区 3 番の所有権の移転の登記

ウ 甲区 6 番の所有権の移転の登記の抹消【H21-13-エ, H18-14-ア, H3-29-イ, S57-26-4】

売買契約の債務不履行による解除を原因とする所有権の移転の登記の抹消を申請する場合には不要であるが、合意解除を原因とする所有権の移転の登記の抹消を申請する場合には必要である。

【H21-13-エ】

エ 乙区 1 番の根抵当権の設定の登記【H8-24-2】

農地について抵当権の設定の登記を申請するには、申請情報と併せて農地法所定の許可があったことを証する情報を提供しなければならない。【H8-24-2】

オ 乙区 2 番の賃借権の設定の登記【H14-21-オ】

(省略)【H14-21-オ】

1 アイウ 2 アイエ 3 アウオ 4 イエオ 5 ウエオ

第 24 問 次のアからキまでの登記のうち、付記登記によってするものを全て挙げている組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 根抵当権の共有の場合にする優先の定め¹の登記【S58-15-5】

優先の定め¹の登記は、主登記によってされる。【S58-15-5】

イ 共同抵当における代価の配当をすべきときにする次順位の抵当権者の代位の登記【H4-26-2】

共同抵当権の次順位者の代位の登記は、主登記でされる場合もあれば、付記登記でされる場合もある。【H4-26-2 改】

ウ 敷地権である旨の登記【H2-24-ア】

賃借権が敷地利用権である場合の敷地権である旨の登記は、付記登記でされる。【H2-24-ア改】

エ 根抵当権者の相続に関する合意²の登記【H2-24-オ】

指定根抵当権者の合意²の登記は、付記登記でされる。【H2-24-オ改】

オ 抵当証券交付の登記の抹消の登記

カ 仮登記した所有権の移転請求権の移転の登記【H1-21-3】

仮登記された所有権移転請求権の移転の登記は、主登記によってされる。【H1-21-3 改】

キ 抵当権の順位の変更の登記【H16-19-1, H15-14-1, H1-21-5, S58-18-3, S57-25-1】

順位の変更の登記は、順位の変更の対象となる各抵当権の登記に付記してされる。【H16-19-1】

1 アイエカ 2 アウオキ 3 イウエオ 4 イオカキ 5 ウエカキ

第 25 問 登記が完了した旨の通知に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 債務者が単独で相続した土地について、相続を登記原因とする所有権の移転の登記が債権者の代位により申請され、当該登記を完了したときは、登記官は、当該債務者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。

イ 抵当証券が発行されている場合において、債務者の氏名の変更の登記が債務者から単独で申請され、当該登記を完了したときは、登記官は、当該登記の登記記録上の抵当権者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。

ウ 所有権の登記がない建物について、裁判所書記官の嘱託による仮差押えの登記を完了したときは、登記官は、当該建物の所有者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。

エ 送付の方法により登記完了証の交付を求める場合には、申請人は、その旨及び送付先の住所を申請情報の内容としなければならない。

オ 申請情報を記載した書面を提出する方法により申請された登記を完了したときは、登記官は、登記原因及びその日付を登記完了証に記録しなければならない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ **4 イオ** 5 ウエ

第 26 問 登記官の処分に係る審査請求に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 登記の申請情報及びその添付情報の保存期間の満了後においては、当該登記に関する審査請求をすることができない。【H1-23-5】

審査請求は、登記の申請情報の保存期間が満了した後は、することができない。【H1-23-5】

イ 審査請求人は、処分をした登記官を監督する法務局又は地方法務局の長に対し、当該処分の執行の停止を申し立てることができる。

ウ 権利に関する登記が申請の権限を有しない者の申請によりされたものであることを理由として審査請求をすることはできない。【H8-23-4, S60-15-3】

登記の申請の代理権の授与の意思表示を取り消したにもかかわらず、既に交付されていた当該代理権を証する委任状に基づく申請により所有権の移転の登記がされた場合には、登記義務者は、当該登記の抹消を求めて審査請求をすることができる。【H16-12-イ】

エ 処分をした登記官を監督する法務局又は地方法務局の長は、当該処分に対する審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

オ 審査請求人は、裁決があるまでは、口頭により審査請求の取下げをすることができる。【H20-22-ウ】

審査請求をした者は、当該審査請求の裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。【H20-22-ウ】

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第 27 問 不動産登記における登録免許税に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免の規定の適用は、ないものとする。

ア 登記権利者及び登記義務者が共同して登記の申請をした場合において、当該申請を取り下げたときは、登記義務者は、登録免許税の還付を受けることはできない。

イ 国が私人に対して土地を売却した場合において、所有権の移転の登記の嘱託をするときは、登録免許税が課されない。【S58-27-1】

国又は地方公共団体が登記権利者又は登記義務者として登記所に嘱託する登記については、登録免許税は課されない。【S58-27-1】

ウ 学校法人が校舎の敷地として非課税であることを証する書面を添付することなく、登録免許税を納付して所有権の移転の登記を受けた場合には、その後に、当該非課税であることを証する書面を提出して当該登録免許税の還付を受けることはできない。

エ 委託者から受託者に信託のために財産を移す場合における信託による財産権の移転の登記については、登録免許税が課されない。【H13-11-ウ, H11-25-イ】

(省略) 【H13-11-ウ】

オ 印紙をもって登録免許税を納付した登記の申請が却下された場合において、却下の日から 1 年以内に登記申請人から当該印紙を再使用したい旨の申出があったときは、登記官は、当該印紙を再使用することができる証明をしなければならない。【H16-25-ア, H7-13-4, S57-24-5】

登記の申請が却下された場合には、申請書にはった収入印紙を再使用したい旨の申出をすることはできないが、登記の申請を取り下げた場合には、この申出をすることができる。【H16-25-ア】

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

(9) 不動産登記法(記述式問題)

① 出題傾向

(a) 申請回数－1 回

＊ 複数回申請問題の出題…【H23, H22, H19(3 回申請)】

(b) 実質的混合型

＊ 混合型の出題…【H23(実質：別紙型), H22(実質：文章型)】

(c) 特殊な問い

H24	相続させる遺言に対して遺留分減殺請求がされた場合における遺産分割協議の可否 休眠担保権を抹消するために必要な手続等に関する文章の空欄を埋める問題
H23	ある期限までに一定の登記の申請をしなければ, ある不動産を別に不動産に設定された根抵当権の共同担保の目的とすることができない旨の司法書士のアドバイスの内容及び理由を記述させる問題
H22	補助人に代理権を付与する旨の審判がされた場合に被補助人がした不動産の処分の有効性を記述させる問題
H21	所有権の移転の登記を仮登記に基づく本登記とする更正の登記を申請することの可否とその理由を記述させる問題
H20	－
H19	いわゆる「仮に」問題（登記を申請する前に別の事実関係が発生した場合）
H18	いわゆる「仮に」問題（登記申請手続について代理することの依頼を別の日に受けた場合）
H17	いわゆる「仮に」問題（ある手続を行わないで事実関係が発生した場合） 処分禁止の仮処分の登記が所有権の一部についてされている理由を記述させる問題
H16	ある契約に基づく権利変動について登記を申請するための前提となる登記申請の内容等及び理由を記述させる問題
H15	ある登記の申請をする場合に, だれから申請の委任を受けることになるのか及びそのように考えるに当たって検討した問題点を記述させる問題
H14	ある登記をするために提起すべき訴訟における判決の主文の内容及びその主文の内容とした理由を記述させる問題 ある登記について登記上利害関係を有する者及びその理由を記述させる問題
H13	根抵当権一部移転登記の申請が可能であると判断した理由を記述させる問題 添付書面を添付する理由を記述させる問題
H12	添付書面を添付する理由を記述させる問題 申請することができない登記及びその理由を記述させる問題
H11	登記を申請することができないもの及びその理由を記述させる問題
H10	登記を申請することができない事実関係及びその理由を記述させる問題

(d) 既出論点の再出題

H24	登記名義人の住所等の変更の登記	【H21, H20】
	農地の所有権の一部移転の登記(遺留分減殺)	【H7】
	持分の移転の登記(共有物分割)	【H11】
H23	所有権の移転の登記(会社分割)	【H16】
	根抵当権の債務者の変更の登記(相続)	【H18, S58】
	指定債務者の合意の登記	【H18, S58】
H22	登記名義人の氏名の変更の登記(相続人不存在)	【H2】
	及ぼす変更の登記	【S60】

(e) 異なる出題形式の問題

- * 問題を解くのに必要な情報の位置が異なるにすぎない。
- * 対話の中からの登記事項の抽出

(g) 緻密な問題文

② 対策

- (a) 時間配分, 解答順序
- (b) 申請情報例の正確な暗記
- (c) 択一式問題で出題される民法及び不動産登記法の知識の充実
- (d) 記述式問題の過去問
- (e) 混合型・文章型への対策

③ 平成 24 年度司法書士試験の問題等

(省略)

(10) 商業登記法(記述式問題)

① 出題傾向

(a) 申請回数－2回

＊ 2回申請問題の出題…【H24, H23, H21, H20】

【2回申請問題の意義】

- ① 事務処理能力(記載量)
- ② 社外役員の登記を第2申請時に申請させる【H21】。
- ③ 第1申請時に決議をし、第2申請時にその決議の効果が発生する【H24】。例えば、募集株式の発行に関して、第1申請時に募集事項を決定し、第2申請時にその他の手続をして、第2申請時に登記を申請させる【H16】。
- ④ 第1申請時に権利義務役員となり、第2申請時にその退任の登記を申請させる【H23】。
- ⑤ 第1申請時に示された定款の定めを第2申請時に使用する。

(b) 申請代理不可事項(登記不可事項)の出題…【H21】不出題

(c) 未出論点の出題

【H24における未出論点】

- ① 特例有限会社は、定款を変更してその商号中に株式会社という文字を用いる商号の変更をすることができ、当該定款の変更の効力は、移行の登記によって生ずる(整備法45条)。
- ② その発行する株式の全部の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止する定款の変更(委員会設置会社がするものを除く。)をした場合には、取締役及び監査役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する(会社法332条4項3号、336条4項4号)。
- ③ 特例有限会社における株主総会の特別決議は、総株主の半数以上(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)であって、当該株主の議決権の4分の3(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない(整備法14条3項、会社法309条2項)。
- ④ 通常の株式会社への移行を停止条件として、特例有限会社が吸収合併存続会社となる合併をし、その登記を申請することができる(登記情報546号P30、松井・ハンドブックP576)。
- ⑤ 監査役が会社法335条2項の兼任禁止規定に違反し、同項の地位に就任することを承諾したときは、従前の監査役の地位を辞任する意思表示したものとなる(松井・ハンドブックP434)。

＊ 会社法に基づく商業登記法下における既出の論点の出題

監査役会設置会社	【H23(廃止), H21(設定), H20(設定: 申請代理不可事項)】
事業年度の変更	【H23(事業年度の短縮), H20(事業年度の伸長)】
会計監査人の自動再任	【H23, H20】

② 対策

- (a) 時間配分, 解答順序
- (b) 申請書例の正確な暗記
- (c) 択一式問題で問われる会社法及び商業登記法の知識の充実
 - ＊ 募集株式の発行は, 4 年連続不出題
- (d) 会社法に基づく商業登記法の論点

③ 平成 24 年度司法書士試験の問題等

(省略)

(了)